

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成27年6月18日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、昨日、6月17日開催されました第91回全国市議会議長会定期総会について、事務局から報告させます

○事務局 平成27年6月17日水曜日、東京都千代田区の日比谷公会堂で、第91回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、平成26年5月1日から平成27年5月31日までの全国市議会議長会の会務報告、平成25年度全国市議会議長会各会計決算の報告、平成27年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各種委員会の報告、部会提出議案25件及び会長提出議案4件の審議、部会推薦役員の選任、閉会式で感謝状の贈呈が行われ、第91回全国市議会議長会定期総会が閉会されました。総会終了後、各委員会合同会議を開催し、各委員会委員長が選出されました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○井神議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、13番、福山晴美議員、2番、宮本要代議員、4番、梅田哲也議員、5番、田中宏幸議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、10番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、3番、玉田隆紀議員、以上9名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

13番、福山晴美議員、総括方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。よろしく申し上げます。

13番、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問します。

1点目は、スマホの認識について、2点目、岩出市の観光事業について、質問させていただきます。

まず、1点目のスマホの認識についてであります。

近年、携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちのインターネットの利用環境が大きく変化し、そのために新たな問題が多発しています。

私たち総務文教常任委員会では、5月20日、スマートフォンの取り扱いに取り組んでいる愛知県刈谷市に視察に行ってきました。刈谷市では、2014年4月から携帯電話やスマートフォン等の安全な使用のお願いの取り組みを始めました。必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない、携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかりと結び、フィルタリングサービスを受ける、これは解除しない、夜9時以降、お子さんから携帯電話やスマートフォン等を預かる、保護者の目の届くところに置くということでありました。

背景には、無料通話、アプリソフト、LINE等を使ってのトラブルや犯罪に巻き込まれるといった事例が市内でも起きてきたからだそうです。子供たちの中には、メールの返信に気をとられ、自分の生活に集中できなくなっている実態があるのです。遅くまでLINEをしているため、自分の時間が持てなくなり、勉強する時間も少なくなり、学力にも、もちろん影響します。

少し前までは、例えば、夜中にたくさん使うと通話料とか通信料が高くなって、親御さんはどうしたんやろうとか気づくわけですが、スマホはどれだけ使っても無料で、その中でどれだけの時間、スマホと向き合っているのか、何をしているのか、親御さんにはわからないのです。子供たちは、送られてくるメールに返信をしなければ仲間外れにされたくないから、どうしてもつき合ってしまう。断れずにいるわけです。

刈谷市では、夜9時以降、保護者に預けることで、親に携帯を渡しているから知らなかったと言える言いわけの後ろ盾になるものを用意したのです。それによって、この取り組みを始めて1カ月後、勉強の時間がふえた。トラブルを防げる等保護者の子供たちから生活の改善につながったと歓迎する声が上がったと聞いています。

岩出市でも、スマホの使用率が高いと聞いています。いろいろな問題が出ているのではと思っていますが、そこでお伺いします。

1番目、児童・生徒の現状について。

2番目、現時点での市教委の対応は。

3 番目、今後の市教委の対応予定は。

2 点目、根来寺周辺観光促進事業の整備計画について、お聞きします。

根来寺周辺観光促進事業については、市長が行政報告の中でも、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館のオープンと岩出市誕生10周年記念事業に合わせて、平成28年4月1日にオープンしたいと考えていると言われていました。ことしは、京奈和自動車道の岩出インターも開通が予定されており、岩出市の玄関が大きく変わろうとしています。昔から根来寺は、春は桜、夏は蛍、秋はもみじと、すばらしい自然があります。

最近、それに泉佐野岩出線を車を走っていると、道沿いに何本もの桜の木が植えられています。去年は小さくて細くて、この木、大丈夫かなと思っていたんですが、ことしは随分大きくなっていました。この桜の木が大きくなって、花を咲かすようになると、岩出市に来られる人たちを最高のおもてなしでお迎えするのではないかなと思っています。何年か先、私は、この道が根来寺桜街道と呼ばれるようになればと期待しています。今も言ったように、根来寺周辺には観光資源が集中しており、訪れる人たちを楽しませてくれています。

今回、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館の2つのオープンすることによって、より皆様に利用していただけるのではと思っています。大門から旧和歌山県議会議事堂へ、そして、ねごろ歴史資料館へ、根来寺へ、民俗資料館へと、散策のコースの1つとして、1日ゆっくり楽しまれるのもいいのではと思っています。

市民の皆様はもちろんのこと、県内外からのたくさんのお客様をお迎えするに当たり、周辺観光整備が本当に大切だと思っています。どのように整備計画をされているのかをお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、スマホの認識について、お答えいたします。

これまで教育委員会では、ウェブサイトにて保護者の方々に対し、スマホ等の使用のルールを家庭で話し合い、守らせるよう啓発するとともに、教育委員会から各学校に対し、その便利さと危険性や情報モラル等について、機会あるごとに児童生徒へ啓発を行うよう指導してきたところであります。

さて、児童生徒の現状ですが、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果によりますと、携帯電話やスマートフォンの所有率は、小学6年生で、全国平均53.7%、

和歌山県平均53.8%に対し、本市では57.9%、中学3年生では、全国平均76.5%、県平均80.9%に対し、本市では88.6%となっています。また、2時間以上通話やメールをする、この中にはスマートフォン等を使ってのゲームの時間は含みません。そういった児童・生徒の割合は、小学6年生で、全国平均8.7%、県平均9.8%に対し、本市では11.6%、中学3年生では、全国平均32.7%、県平均38.8%に対し、本市では49.5%となっています。

また、スマートフォン等の使用時間と学力との相関関係が、全国的な傾向として明らかになっており、使用時間の短い児童・生徒ほど学力が高く、使用時間の長い児童・生徒ほど学力が低い傾向にあります。さらに、岩出市の児童・生徒は、テレビ等の視聴時間、ゲームをする時間やスマートフォン等を使用する時間が、全国や県平均に比べ長くなっており、その分、家庭での学習時間が短くなっている状況にあります。

なお、スマートフォン等によるトラブル等につきましては、和歌山県警察が実施しているネットパトロールにより、個人情報に掲載していたり、非行につながる言動があったり、不適切な書き込みがあった場合は、教育委員会に連絡が入り、学校を通じて個別に指導するケースはありますが、現時点では、深刻ないじめ等の事案は報告されていません。

しかし、LINE等に返信しなかった場合、グループから無視されたりすることを恐れる余り、届いたメールにはすぐ返信できるようにするため、夜中までスマートフォン等を手放せないでいる児童・生徒がいたり、いじめにつながるような事案が起こったりしているのも事実であります。

次に、現時点での市教委の対応についてであります。

今申し上げたとおり、本市ではスマートフォン等によるトラブルを防止するとともに、家庭での学習や家族団らんの時間をふやすため、早急な対応が求められています。

そこで、去る5月7日に開催されました岩出市PTA連合会総会において、先ほどお答えしたような児童・生徒の現状を説明するとともに、学校、保護者、教育委員会が連携しながら、スマートフォン等の使用制限に向けた動きをつくっていきたい旨を伝え、協力を依頼しました。もちろん、学校に対しては児童・生徒への啓発の強化を指示しています。

また、スマートフォン等の使用に関する啓発資料を新たに掲載した家庭学習の手引「いわでの子」の改訂版を作成し、近々、全保護者に配布するとともに、市政懇

談会でも配布する予定であります。

今後の対応予定につきましては、対象範囲を全国学力・学習状況調査よりも拡大した児童・生徒の実態調査を実施し、その実態に基づいて児童・生徒への啓発をさらに強化してまいります。

具体的には、全ての学校でスマートフォン等の使用に関する特設の授業を実施し、身近なトラブルや困った経験等を紹介しながら、使用について考えさせたり、長過ぎる使用は学力にも影響することや、このままスマホ漬けの生活を続けていると、高校生になるころには、スマホ依存症に陥る危険性もあり、小中学生のうちに改善しておく必要があることなどについて、指導することとしています。

また、福山議員のご質問の中にもありましたが、愛知県刈谷市では、午後9時以降は、保護者がスマートフォン等を預かる運動を展開していますが、本市においても、家庭・学校・地域・教育委員会等が連携し、啓発運動が展開できるよう、この趣旨に賛同いただける各種団体にも協力を呼びかけてまいります。

このように、教育委員会といたしましては、今まで以上にスマホ等の取り組みを強力に推進してまいりますので、議員の皆様もこの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

それでは、福山議員ご質問の2番目について、お答えいたします。

根来寺周辺観光促進事業に当たっては、根来寺周辺の観光拠点整備として、ねごろ歴史資料館の建設事業を行っているところです。

事業につきましては、旧県議会議事堂、岩出市民俗資料館、市立図書館などの公共施設並びに根来寺や周辺の事業所と連携するものとし、ねごろ歴史資料館、旧県議会議事堂を拠点として、地域の歴史や自然環境を学習する場、憩いの場、観光交流の場として活用し、地域の人々にも親しまれる整備・活用を目指しています。

ねごろ歴史資料館では、埋蔵文化財出土品展示施設として、出土品実物だけでなく、映像を用いた根来寺の軌跡の紹介、根来寺の始まりなど、根来寺を中心として発展した地域の全体像を伝える展示とし、訪れる人々に史跡根来寺の魅力を伝え、史跡を活かした観光振興を図ります。別棟では、物販、飲食施設やトイレ、駐車場も備えた便益施設を整備し、観光地としてののにぎわいをつくります。

また、隣接する旧県議会議事堂は日本最古の木造和風議事堂建築で、明治期の和歌山県議会の様子を伝える貴重な建物であります。建物内では、県議会に関する資

料の展示を行うほか、喫茶室、展示室、物販室などもあり、議場での会議、講演会、演奏会などの利用のほかにも、観光・文化情報の発信拠点として、地域の振興を図ると同時に、根来街道グリーンツーリズムなど、近隣市町との広域連携に基づく観光振興に役立てていきます。来年4月1日、供用開始を目指し、事業の計画を進めているところです。

今後の事業計画といたしましては、ねごろ歴史資料館から大門までの歩行経路の整備や大門前に小公園の整備、並びに史跡の説明や見どころを案内するため、多言語での案内看板の設置など、観光地としてふさわしい施設の整備を行う計画であります。

さらに、安心して散策していただけるよう広域農道への歩道の設置を行い、観光客の利便性を確保することにより、国内外からの来訪者を受け入れ、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 まず、1点目のスマホに関してですが、現時点では、岩出市で深刻ないじめ等の事案は、まだ報告されていないようなんですけども、このいじめというのは、なかなか表面に出にくいもので、そして、スマホでのいじめの始まりというのは、メールを送ったときの1つの文字が打ち足りなかったために、相手はそれは命令なんと思ったり、クエスチョンマークがなかったから、それは決めつけになったり、読んでいるのに返事がないのは、しかとしているのかとか、ちょっとしたことから始まってしまうわけです。目と目を見て話すこととか、おかしいなと思ったら、きちんと話をして聞き直す。本当に会話の大切さ、コミュニケーションの大切さを考えてみるというのがとても大事だと思っております。それについて、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、先ほども答弁にありましたが、特設の授業を実施されると言われてました。これは、今、もうたくさんの子供たちがスマホを持っているし、これからもどんどんふえてくると思っております。そうした中で、全ての学校でスマホの使用に関する特設授業を実施されるのであれば、小学校の低学年から指導して、そして、よりわかりやすくするために、学年別の指導にさせていただいたほうがよいのではと思っておりますので、そのお考えもお聞きしたいと思います。

そして、先ほどから何回も言ってますが、次に、夜9時以降、親にスマホを預ける取り組みについては、今、全国に広がりつつあります。この取り組みというのは、

本当に保護者の協力が絶対に必要であり、自分の子供は大丈夫と思わずに、自分の子は自分で守るという気持ちで一緒に取り組んでいただきたいと思います。そして、岩出市としても、一日でも早く取り組んでいただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

もう一つの質問、2点目の質問なのですが、先ほど、旧県議会議事堂の使い方なのですが、イベントをやることによって、たくさんの人たちが訪れると思うんです。そして、そのことを知ってもらうということは大事だと思います。さっき、演奏会が可能と言ってたんですけども、私の友人も音楽をやっていて、あっちこっちでコンサートというのを開いているわけなんですけど、もしここでそういう演奏会、コンサートができればいいと思っても、いろんな問題があると思うんですけど、どういうジャンルの音楽でも大丈夫なのかどうなのか、教えてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思いますが、1点目のコミュニケーションについての考え方ということについてなんですが、最近の子供たちは、ご存じのように、友達と遊ぶといってもゲームなどをしたり、漫画の本を読んでいたりと、一緒に集まっているんだけど、一緒に話をしたり、体を動かして遊んだり、そういうコミュニケーションが不足しているように思います。

最近の学校教育の中では、子供たちのコミュニケーション力を高めるために、ソーシャルスキルトレーニングといって、コミュニケーション力を高める、そういったプログラムがありまして、そういうのを導入している学校もあります。

一方、最近、教師の側から見ますと、やはりゲーム世代の若い教員が教壇に立つようになってきて、やはりコミュニケーション力を鍛えていく必要があるなというふうに感じています。特に、福山議員がおっしゃった子供たちの悩みを受け入れるという点については、教師が子供たちの悩みを受け入れるために、何でも気軽に相談できる温かい雰囲気のある教室集団というのが必要になると思います。そのために、おはようの挨拶から始まって、子供の小さな変化を見逃さず、タイムリーに声をかけていく。そういった日ごろから子供と教師のコミュニケーションというのが重要になってくると思います。

また、あんまり目立たない、おとなしい子供というのが見落とされがちになるわけですが、教師は教育のプロとして、一人一人の子供の様子をしっかりと見取る目、

あるいは個に応じた対応ができる力が求められています。そういったことについては、学校訪問などの機会を通じて、そういった力の向上策について、紹介しているところではあるんですが、今後も学校を指導してまいりたいと考えています。

2つ目の特設授業について、よりわかりやすくというお話だったかと思うんですが、教育委員会としましては、実態調査をまず行って、その実態調査に基づいて、小学校は低・中・高学年別に、それから中学校は全学年、同じ内容で授業を行うイメージを持っています。ただ、実態調査の結果によりましては、中学校も学年ごとに内容を変える必要があるかもしれませんし、実態調査の結果を見た上で、内容については学校と協議していきたいと考えています。

3つ目の9時以降の刈谷市のような運動ということについてなんですが、スマートフォン等の使用で困っている子供を早く救いたいという思いは、福山議員と同じであります。ただ、使用状況や具体的にどんなことで困っているかというようなことをきちんと把握する必要がありますし、岩出市PTA連合会との合意形成も不可欠であると考えます。そのため、もうしばらく時間が必要であると思います。

こういったことを踏まえて、実態に合った対策を検討し、できるだけ早期に刈谷市のような運動が展開できるように努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

旧県議会議事堂の議場は、幅18.2メートル、奥行き22.7メートルで、約125坪ございます。会議、講演会、シンポジウムなど、寄席や映画会、また音楽関係の演奏会などの利用を想定しています。

ご質問の演奏会のジャンルなんですが、建物の構造から、機密性や遮音・防音性能は期待できませんので、大音量や騒音の発生する催しには向いておりませんので、大きな音響設備を用いてのロックコンサートなどはお断りすることとなっております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 1点だけお願いします。

さっき、生徒と先生のコミュニケーションがすごく大事であって、認識されているわけです。でも、学校の先生方も、やっぱりいろんな悩みを持ちながら毎日学校

に行かれると思うんです。そういう先生方のコミュニケーションというんですか、校長先生と先生方とのつながりの中も、とても大事だと思うんです。1人の先生が1クラスの何十人もの生徒を見ていく中で、いろんな戸惑いとか悩みとかあると思うんですが、そういった意味で、先生方のコミュニケーションのほうも大事にしていただけたらありがたいと思うんですが、済みませんが、お考え、お願いします。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再々質問にお答えいたします。

教師同士のコミュニケーションということについてなんですが、岩出市の学校は、どの学校も1学年単学級という学校はございません。複数の学級で学年集団を形成していますので、まず学年の担当同士でのコミュニケーションというのは、常日ごろから、授業の進め方であったり、自分のクラスの子供の指導の悩みであったり、そういったことを十分交流するようにしております。また、管理職については、職員の状況をきちんと把握して、メンタルヘルスを含めて、教員同士のコミュニケーション力を高めていくということが必要であると考えております。

○井神議長 以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で3点について一般質問を行います。

まず、交通安全教育についてです。

交通安全教育については、以前、改正道路交通法の施行を機会に、みずからの命はみずから守るという意識を育む交通安全教育を学校で行っていただきたいと一般質問をさせていただきましたが、改正道路交通法の一部が本年6月1日から実施されました。自転車に乗って、悪質で危険な運転をくり返すと、講習の受講命令や罰金が科せられる制度です。自転車運転者講習についての項目が新しく設けられ、自転車で危険な運転を繰り返す人への罰則が強化されたこととなります。

罰則強化の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が2割程度で高どまりしていることや、自転車事故の死傷者の6割超が信号無視などの法令に違反していることが挙げられています。自転車事故で被害者に後遺症を負わせた結果、数千万円の損害賠償が科せられた判例などを踏まえ、深刻な事項を抑制する狙いがある

るようです。

講習は14歳以上が対象で、講習時間は3時間です。自分の運転がいかに危険だったかに気づかせ、安全運転に努めることを促します。自転車運転者講習受講義務の対象となる危険行為に14項目挙げられ、その中には、スマートフォンの操作をしながら自転車を運転する、イヤホンで音楽を聞きながら自転車を運転する、雨の日に傘を差しながら自転車を運転する、2人乗りや並行運転をするなど、これらの自転車運転は、生徒の登下校時、市内でよく見られるように思います。これらの運転中に注意を欠き事故を起こした場合、安全運転義務違反に問われることになりました。

また、警視庁は、自転車保険の加入も勧めています。自転車保険については、以前の交通安全教育についての一般質問の中で、教育長は、保護者の責任の重さや自転車保険の加入等啓発に努めると答弁されていました。岩出市において、自転車保険の加入の状況は、自転車通学をする中学生や自転車に乗るようになった小学生の場合はどうなっているか、お伺いします。

自転車は、私たちにとって身近な乗り物ですが、交通事故の被害者にも加害者にもなり得る乗り物です。自転車通学になった中学生やスポーツ少年団に加入し、練習へ、また大会などのために自転車に乗る児童など、生活環境が変わった新学期に改正道路交通法の実施に伴い、交通ルールやマナーを守る安全運転の実施の周知をすることが大切だと思います。

今までも、学校やさまざまな機会に交通安全教育に努めていただいていると思いますが、交通安全教育についての取り組みはどのようにされていますか、お聞きをします。

2点目は、高齢者施策についてです。

先月、新聞紙に介護保険事業支援計画に係る県内保険者基準額が掲載されておりました。それを見ますと、岩出市においては、第6次、平成27年度から平成29年度と、第5次、平成24年から平成26年度との差がマイナス553円、第6次と第5次の変化率はマイナス9.56%でした。ほかの市町村の差においても、変化率においてもプラスで、岩出市だけがマイナスです。その理由についてお伺いをします。

次に、元気なご高齢の方に対する社会参加の促進についてです。

岩出市社会福祉協議会では、いきいきサロンを開催しています。福祉いわでは、4地区のほほえみ会のお知らせなど、毎号紹介されています。6月号に、ほほえみ会は高齢者の引きこもり、孤立化を防ぐとともに、生きがいを持って生活していただけるよう進めているもので、高齢者同士の交流の場である、ふれあいいきいきサ

ロンを身近な地域にふやしていけるお手伝いをしていますと紹介文が載っていました。

高齢化率が、毎月毎月高くなると伺っています。高齢社会を迎えた今、ともに支え合う共助社会の構築が不可欠です。高齢者が生きがいを持って、元気で過ごされるためにも、どのような形で社会参加の促進を考えておられるのか、お尋ねします。

次に、介護支援ポイント制度の導入についてお伺いします。

大阪府寝屋川市では、寝屋川元気アップ介護予防ポイント事業を実施しています。寝屋川市から委託を受けた社会福祉協議会がサポーターの受け付け、研修、登録をします。また、市に登録しているサポーター受け入れ施設をサポーターに紹介します。65歳以上の方が介護予防サポーターとして、高齢者や障害者、児童の施設の利用者を支援することで、みずからの介護予防に努めるとともに、高齢者の活動で地域の介護力を高め、心豊かな地域社会の実現を目指しています。

対象活動は、施設利用者の日常生活を補助する活動、趣味による交流、傾聴、見守り、話し相手等々、おおむね1時間以上のサポーター活動をすれば、活動記録として施設よりスタンプを押してもらえます。1スタンプは200ポイントに換算され、1ポイント1円として、3月の年度末に交付金に換算されます。ただし、1日1スタンプに限られ、年間最大1万円です。

岡山県倉敷市では、倉敷介護支援いきいきポイント制度が実施されています。高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを奨励、支援し、社会参加活動を通じた高齢者自身の健康増進を図る。これにより地域で活躍する元気な高齢者がふえ、生き生きとしたまちづくりにつながることを期待されています。

また、東京都足立区では、笑顔でいきいき元気応援ポイント事業が実施されています。身近な地域でご自身の健康に無理のない範囲でボランティア活動をしていただき、ご高齢の方と地域が元気になることを目指しています。また、ボランティア活動の時間に応じて活動交付金が交付されますと、説明されています。他にも、介護支援ポイント事業を導入している自治体があります。

厚生労働省によると、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、要介護者や認知症高齢者がともに現在の1.5倍に増加すると推計されております。介護支援ボランティア制度は、高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを支援し、また社会活動に参加することにより、高齢者自身の健康増進を図るとともに、生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりに資すること

を大きな目的としています。

自助・共助のあり方が問われ、地域のコミュニティ力が求められる中、社会参加への参加を望む元気な高齢者は確実にふえています。

また、介護現場での人手不足も深刻な折、この介護支援ボランティアは高齢者支援の大きな担い手としての可能性を備えていると考えます。この制度について、岩出市でも取り組むべき制度と考えますが、市のお考えをお聞きします。

3点目は、男女共同参画の視点からについて、お伺いします。

岩出市において、2015年から2019年度までの5年間の地方版総合戦略を今年度中に策定するため、3月の議会で、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が上程されました。20代、30代の方の意識調査を踏まえ、20名以内で構成した委員で策定すると説明をされています。年度末の策定に向け、まだ途についたばかりかと思いますが、進捗状況と、また構成委員はどのようになっていますか、お尋ねします。

次に、毎年6月23日から29日までの1週間は男女共同参画週間です。これは2000年12月26日に、男女共同参画推進本部により、毎年、男女共同参画社会基本法成立の日付、1999年6月23日を起点とした29日までの1週間を男女共同参画週間と決定しています。男女共同参画週間にちなみ、第3次岩出市男女共同参画プラン「ハーモニープラン」について、お伺いします。

岩出市は、ハーモニープランを国の男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画基本計画と位置づけています。ハーモニープランには、男女共同参画に関する第3次住民意識調査による結果をもとに、岩出市が抱える課題をプランに盛り込み、解決に向けた取り組みを示し、より一層の推進を行うために策定するとしています。

ハーモニープランでは、具体的な取り組みは、男女共同参画推進員、愛称ホットケーキを募集し、街頭啓発やリーフレットの作成、配布など地域密着した啓発活動をすると言っています。確かに、岩出市男女共同参画推進委員会ホットケーキは、活動報告書を年度末に出されており、平成27年3月に出された平成26年度の取り組みを読ませていただくと、男女共同参画推進員の皆様は、さまざまな機会を通し、市民への啓発活動や推進員の研さん等、実施されておりました。より多くの市民の皆様にも周知されるよう期待をさせていただきました。

このハーモニープランの計画期間は、2012年度から2016年度までの、おおむね5年間としています。来年度までということになりますが、今後の男女共同参画推進

をどのように進められるのでしょうか、具体的な取り組みなどあるのでしょうか、お聞きします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の1番目、交通安全教育についての1点目、自転車保険加入の状況についてお答えします。

宮本議員がご指摘のように、自転車は交通事故の被害者だけでなく、加害者となる可能性もあり、自転車事故による被害者が死傷するなど重大な事故となった場合、高額な賠償金を命ずる判決がふえています。市といたしましても、4月7日に教育長名で、学校を通じ、保護者宛てに、お子様への交通安全指導のお願いの依頼文において、ご家庭における子供たちへの交通安全指導のご協力、6月の改正道路交通法について、また、自転車事故に係る過去の損害賠償の実例を示し、自転車保険への加入を勧めたところでもあります。

加入状況につきましては、通学で自転車保険に加入している中学生は、学校調べで加入率34.4%となっております。なお、加入状況については、保護者の自動車保険による特約事項や自転車を購入した際に自転車保険へ加入している場合なども含める加入率は、もっと高いものと考えられますので、改めて教育委員会において、児童・生徒の自転車保険への加入状況の調査を行ってまいります。教育委員会といたしましては、PTAと協力しながら、今後も自転車保険への加入啓発に努め、児童・生徒の加入率100%を目指してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会では、本年度は、特に、重点目標として、学力の向上、読書活動の推進、安全・安心な教育の推進、不登校・いじめ問題への対応の4本柱で取り組んでいるところであります。

安全・安心な教育の推進につながる2点目のご質疑である交通安全教育についてであります。現在、各小中学校において、警察に講師を依頼し、実施している交通安全教室を初め、毎月1日・15日を基本として、通学路での交通安全指導、また岩出小学校、岩出中学校、那賀高校、和歌山高校及び貴志川高校が連携した岩出橋交通安全指導などに取り組んでいるところであります。

なお、改正道路交通法が施行された6月1日には、再度、学校へ自転車危険運転防止の通知を行いました。今後もこれまでの児童・生徒への交通安全教育の取り組みに加え、今回の改正道路交通法に基づく交通安全意識の涵養に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 ご質問の2番目、高齢者施策についてお答えします。

1点目の介護保険における保険者基準額についてであります。岩出市の第6期計画期間、平成27年度から平成29年度の3年間でございますが、介護保険料につきましては、第5期より553円減額し、基準月額を5,233円に設定しております。減額の主な理由といたしましては、これまで毎年5%程度上昇するなど、サービス給付費総額が増加の一途をたどっておりましたが、第5期計画期間中において、軽度の要支援者の割合がふえ、サービス給付費が高額となる要介護者の割合が減少したことにより、サービス給付費の伸びが抑えられ、その実績と人口、認定者の推計をもとに算定した第6期計画期間中におけるサービス給付見込量の上昇幅を抑えることになりました。

また、介護報酬改定による報酬単価の引き下げや地域区分の見直しなど、これら複数の要因が重なったことなどによるものと考えてございます。

市といたしましては、今後も高齢化が進み要介護認定者の増加とともに、サービス給付費がふえていくことが考えられるため、引き続き介護予防事業や介護給付適正化に向けた取り組みの充実、多様な主体によるサービス提供が可能となる生活支援サービスの仕組みを確保するなど、介護給付費の抑制に努めるとともに、住みなれた地域で安心して暮らせるまちの実現を図るため、地域包括ケアシステムの構築や認知症施策を推進してまいります。

次に、2点目の高齢者の社会参加の促進と3点目の介護支援ポイント制度の導入について、一括してお答えいたします。

高齢者が住みなれた地域でいきいきと充実した生活を送る上で、健康づくりや生きがいを持つことは大切であり、そのためには社会参加も重要なことでもあります。現在、市では介護予防事業を初め各種の高齢者福祉サービスの実施や老人クラブ活動支援、シルバー人材センターによる高齢者の就労機会の提供促進等を支援しているところであり、本年度は、新たに元気な高齢者が支援を必要とする高齢者等を支える地域づくりを目指し、生活支援ボランティア育成事業や高齢者の交流事業の実施を計画しております。

また、社会福祉協議会においても、地域福祉活動やふれあいいきいきサロンの支援を行っており、高齢者の交流の機会づくりに努められているところでございます。

議員ご提言の介護ポイント制度についてであります。この制度は、高齢者が介

護施設等で行ったボランティア活動に対して、市等がポイントを付与し、そのポイント数に応じた相当額を換金できるなど、介護予防や生きがいづくりに寄与する制度として、一部の自治体において実施されていることは認識しており、和歌山県下では、和歌山市が平成27年度中に導入予定であると伺っております。

今後、本市での導入につきましては、その財源が介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけることも考えられますが、その場合、介護保険料の算定にもかかわることとなるため、他市等の制度内容や効果等の情報収集に努めてまいります。

いずれにしましても、市といたしましては、引き続き関係機関・団体との連携を密にするとともに、高齢者の生きがいづくりや気軽に参加できる機会の提供を図り、閉じこもりの予防や社会参加の促進に努めるなど、高齢者施策の充実に努めてまいります。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 ご質問の3番目、男女共同参画の視点からの1点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議の進捗状況と構成委員について、お答えいたします。

まず、進捗状況ですが、6月3日に1回目の会議を開催してございます。会議では人口ビジョン及び総合戦略策定の目的、策定スケジュール、策定方法等についての説明を行いまして、了承をいただいております。

委員の構成につきましては、商工会、商工会女性部、観光協会、農業協同組合、和歌山県、近畿大学生物理工学部、那賀高校・市内小中学校代表、紀陽銀行、ハローワーク、連合和歌山紀北地域協議会、テレビ和歌山、各地区会長・女性会議・老人クラブ連合会、それぞれの代表として、18名としてございます。

次に、2点目のハーモニープランについてですが、男女共同参画の推進については、啓発活動を中心に、さまざまな活動を行っているところですが、市行政でできる活動範囲には限りがあることから、平成16年度から岩出市男女共同参画推進員を募り、ボランティアとしてご協力をいただいております。

具体的な実施事業につきましては、市民企画提案事業を含む年4回の講座、各種イベントや各小学校での啓発活動、6月の男女共同参画週間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動月間では、和歌山県岩出市女性会議との合同による啓発活動等を行ってございます。

さらに、第3次ハーモニープランの計画期間が平成28年度に完了することから、今年度におきまして、男女共同参画に対する住民意識アンケート調査を実施する予

定でございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 高齢者施策についての再質問、まずさせていただきます。

高齢者施策に努められると御答弁されました。団塊の世代が75歳以上を迎える2025年は、高齢化率は岩出市においても高くなることは確実です。75歳を迎えるご高齢の方たちが、お元気で生き生きと生活されていることが大変重要だと思います。

先日、いきいきサロンの担当されている方から堺市が関西大学と連携して介護予防体操を開発され、普及に力を入れているということをお聞きしました。堺市は「堺コッカラ体操」と名づけています。「コッカラ」とは、心と体をもじった言葉だそうですが、堺市から発信していくという心意気を込め、「ココカラ」を方言「コッカラ」としているそうです。堺コッカラ体操は、身体の運動に脳トレを加え、体力の向上と認知症の予防に役立つそうです。このような身体機能の向上と認知症の予防効果が期待できる介護予防体操の開発・普及を考えられてはどのようにでしょうか。

2点目、男女共同参画について再質問をさせていただきます。

6月23日から29日までの男女共同参画週間となっておりますが、この間、住民に対して、男女共同参画を推進に当たり、岩出市は周知・啓発の行事はないのでしょうか。

2点目、先ほどの総合戦略の会議委員の構成についてご答弁をいただきましたが、充て職で、結果として、女性の委員が少ないというようなことはないのでしょうか。人口減少などに対して、将来展望を考えるに当たり、女性の視点が必要と考えますが、女性の委員をより多く参画する努力を行っていただきたいですが、このことについてお聞きします。

3点目、次に、ハーモニープランについてですが、アンケートを行って、第4次の計画を考えておられるご答弁でしたが、第3次のハーモニープランを見せていただくと、数値目標とか家庭での取り組み、地域での取り組みなどが具体的に評価がなかったように見受けられました。第3次ハーモニープランの総括をされて、第4次に生かしていただきたいと思いますが、この点についてご答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

堺市の介護予防体操を例に出されまして、岩出市でもそういった体操の普及を図ってはどうかと、こういうご質問でよろしいですね。

○宮本議員 はい。

○杉原生活福祉部長 現在、岩出市では、これまでもお答えさせていただいているように、シニアエクササイズということで、これにつきましては、介護予防ということで、先ほど先生がおっしゃられましたように、筋力や運動機能の低下を防ぐ意味で非常に効果があるということで、これまでも本当に多くの方のお年寄りが参加していただいて、そして、その後、自主的に活動されているということで、次第にその実践されている方々もふえてきているという状況でございます。

基本的に、市はシニアエクササイズを推進していきたいなど、このようには考えているわけですが、堺市の体操の部分のことにつきましては、現在、岩出市では新たなそういった体操、市が独自に開発して普及していくという、そういう考えは現在はありません。

ただ、これから、先ほどもおっしゃられたように、2025年、団塊の世代が後期高齢に入っていくということで、高齢化がますます進行し、そして、また加えて、認知症の問題も非常に重要な問題であるということもございます。そういう意味から、やはり、お年寄りがいつまでも元気で、住みなれた地域で生活できるようにということで、非常に効果があるような取り組みということであれば、市としても、今後、引き続き、そういった事業についても研究し、場合によっては実施していくということも当然考えていく必要があるかと、このように考えてございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

まず、男女共同参画週間の関係でございますが、6月23日に市内各スーパーにおきまして啓発活動を実施する予定でございます。

それから、第4次プランの策定に当たって、第3次プランの総括ということでございますが、これは当然のことでありまして、総括の上、引き継ぐものというふうに認識してございます。

それから、議員ご提言の数値目標の設定であるとか、取り組み事例の導入ということですが、これにつきましても策定委員会の中で検討したいと思います。

それから、総合戦略策定推進会議の関係ですが、国のほうから産官学金労言というふうに基準が示されております。市としましても、会議の設置要項におきまして、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働機関、労働団体、メディアと

いうふうに代表者を定めたところでございます。

委員構成を考える上で、優先順位は、まず1番目には、国の方針との整合性ということが1番、それから2番目に、女性の参画ということで検討いたしました結果、商工会には女性部があるということで、商工会女性部から参画していただくことというふうにしてございます。ただ、男性が長を務めている団体が多い中で、委嘱は主に団体の長にならざるを得ないということがございますけども、柔軟な対応としましては、会議への出席については、特に、女性の参加をお願いしたということでございます。

以上です。

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、4番、梅田哲也議員、一問一答方式で質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 4番、梅田哲也でございます。

議長のお許しを得ましたので、一問一答方式で、まず1点目、自治会への加入促進について、2点目、中学生の自転車通学について、お聞きをしたいと思います。

まず1点目、自治会への加入促進についてお伺いいたします。

地域での暮らしは、さまざまな面で、そこに住む方々によって支えられています。地域の中にもいろいろな組織やグループ、集まりなどがありますが、特に、自治会は大きな役割を果たしていると思います。ごみの分別や集積所の維持管理、防犯灯の管理といったことから、お祭りや運動会などの行事、防犯や防災のための取り組み、子供やお年寄りの見守り活動など、幅広い活動が市民の皆さんの協力や連携のもとに進められております。

阪神・淡路大震災では、救助された人の約8割の人が、近所に住む人たちの手で助け出されたと言われており、地域に住む人々が、日ごろからお互いに交流を深めておくことが必要だと考えられます。

また、将来的に人口減少、高齢化が進む中では、これまで行政が担ってきたサービスも、財政面などから継続できないものがふえ、まさに共助のための基盤づくり

がますます重要になっていくと考えます。

しかし、一方で、自治会に加入する人が減り、活動が弱体化している地域がふえているという現状もあります。

そこで、まずお尋ねいたします。

岩出市における区自治会への加入世帯と加入率及びその推移はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、その状況について、市としてどのように認識をしておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

さて、自治会への加入を勧める取り組みにはさまざまなものがあり、全国で工夫を凝らした例が見られます。例えば、青森県平川市では、平成26年度から転入した世帯が新たに自治会に加入した場合、生活支援グッズをプレゼントしているそうです。まず、転入の届け出の際、市役所の窓口で自治会加入を促すチラシを配布します。次に、加入希望者は、チラシの自治会加入取次依頼書に記入して、市役所に提出、市役所が自治会に取り次いで、自治会が入会の連絡をする際に、生活支援グッズを提供するという流れになるそうです。グッズの中身は、市指定のごみ袋、6種類あるそうですが、紙ひも、ガムテープ、はさみなど金額で約2,500円相当で、エコバックに入っているそうです。

そこで、お伺いしますが、岩出市では、自治会への加入促進のため、生活グッズや市の特産品を活用した自治会への加入促進を行ってはどうか、お聞きいたします。

また、未加入の世帯がふえる理由の1つには、かかわりやきっかけがないとか、加入のメリットが感じられないということがあると思います。未加入者が生まれる背景には、転入した新世帯に自治会の情報が届いてなくて、自治会があることを知らないケースとか、自治会の今までの活動が住民の生活様式、意識の変化に対応できていないところもあるのではないのでしょうか。

そこで3点目、各自治会に加入促進のための積極的な取り組みを依頼して、顕著な実績を上げた自治会に対して、現状の区自治会に対して支給している振興助成金に加算して、活動費の助成を行ってはどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、実施された活動については、市のウェブサイトの特設ページを設けて取り上げ、自治会活動について、広く市民の皆様を知っていただけるようにしてはどうか。あわせてご所見をお伺いいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員ご質問の1番目、自治会への加入促進について、一括してお答えいたします。

自治会とは、地域に住む一人一人が相互に協力・連携し、自分たちの住む地域を安心・安全な住みよい地域にするための住民の総意による任意組織であると考えてございます。

自治会数、自治会加入世帯数及び加入率の推移についてでございますが、平成24年度の自治会数383、加入世帯数1万5,810、加入率74.4%、平成25年度の自治会数385、加入世帯数1万5,859、加入率73.7%、平成26年度の自治会数384、加入世帯数1万5,879、加入率72.8%です。今年度は、5月末時点での自治会数が390、自治会加入世帯数が1万5,723、加入率71.8%となっております。

団体数及び加入者世帯数は増加しておりますが、転入による世帯数の増加割合が多いことから、加入率は若干減少傾向にあると、このように認識しております。

加入促進についてでございますが、広報紙や市ウェブサイトを通じた広報啓発を初め、転入届け出時の加入案内や新たに設立する場合の相談など随時実施をしております。

また、加入促進の取り組みなど自治会活動費に対する助成についてですが、自治会活動を促進するために、自治会活動内であれば、使用目的を特に限定しない岩出市自治会等振興助成金の交付を行っております。加入1人頭200円ですので、ふえれば1人頭の助成金が増額と、このようになります。

また、コミュニティの環境を図り、地域住民の活動・交流を図るため、地域の集会所等の建設、修繕等の費用を補助するため、地区集会所整備事業補助金制度、このようなものを設けております。

また、自治会で実施される活動の広報については、市のウェブサイト及び市のフェイスブックへの掲載も視野に入れ、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

なお、生活グッズや市の特産品を活用した加入促進につきましては、加入世帯に対する助成金を1人頭交付しておりますので、現在のところ、考えはございません。

市といたしましては、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などに、自治会活動を通じての地域の連携と取り組みが必要であると考えております。他市の取り組み事例等も研究し、今後も引き続き、自治会の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、総務部長からお答えあったんですけども、再質問、2点させていただきます。

家の新築とか購入、賃貸、引っ越しに当たって、早い時期から加入を働きかけを行うというのも大事やと思うんですが、関係業界団体と協定を結ぶ自治体がふえているというふうに聞いておるんですが、岩出市において、その取り組み予定はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

もう1点、非常に市の職員の方も自治会活動にご貢献いただいているというのは私も十分認識をしているんですが、岩出市に居住している市の職員の方の自治会の加入率、どの程度か。また、未加入の理由として多いのはどのようなものがあるのか。そして、今後の市としての対応について、お聞かせください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど答弁させていただいた答弁の中で、1戸当たり200円と私申し上げたかと思えます。600円でございます。訂正させていただきます。

それでは、再質問の件ですけども、家の建築とか購入、引っ越し、こういう場合に当たっての関係業界との協定を結ぶということは、市の取り組みとしてないのかというふうなご趣旨でよろしゅうございましょうか。

現在、宅地等開発協議時におきまして、宅地開発業者に対しまして、近隣自治会への周知と加入について、宅地購入業者へ説明するよう指導してございます。また、新規の自治会を設立する場合は、市役所の担当部署を明記した資料等を渡すなど、自治会への加入促進に取り組んでいるところであります。

それから、あとは本市の職員の自治会の加入率、それから未加入の状況、働きかけをどのようにしているのかということについてですが、職員の自治会等への加入状況及び未加入の理由については、その詳細を詳しく把握できておりません。

なお、職員に対しましては、新しい住宅に移った場合に、その地区で自治会が設立されていない場合は、市のほうといたしましても、市の職員に自治会に設立についての働きかけは、従来から行っているところではございますが、今後も職員に対して、積極的な地域自治会活動への参加協力を引き続き推進してまいりたいと、このように考えてございます。

○井神議長　これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員　次に、2点目、中学生の自転車通学についてお聞きいたします。

ご承知のように、6月から道路交通法が一部改正になりました。特に今回は、自転車に関する道路交通法が大きく変更されております。昨今の自転車ブームも手伝って、自転車のかかわる事故が、ここ数年、急増しております。和歌山県内においても、昨年、車、自転車、歩行者などでけがを負う人身事故が4,115件あったそうです。このうち自転車の絡むものが509件、12.4%ですが、このうち自転車の170人が危険な運転などで過失責任が相手より大きい第一当事者で、事故を誘引していたそうです。

また、今回の法改正によりますと、14項目の危険行為が設定されております。信号無視、酒酔い運転など14項目ですが、危険行為で複数回摘発されると、有料の安全講習が義務づけられることになりました。注意が必要な危険行為は、安全運転義務違反です。平成25年12月議会でも同僚議員からご指摘がありましたが、スマートフォンを見ながらの運転や傘を差しての片手運転などで事故を起こした場合、危険行為と認められる公算が大きいと言われております。

そこで、お伺いいたします。

岩出市内で、自転車通学生の比率はどうか。また、今回の改正について、生徒、保護者に熟知させているのか、お聞きをいたします。また、交通安全講習会の実施予定はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点目に、市内の中学生と歩行者との事故は報告されているか。また、賠償保険の加入状況について、お聞きをしたいと思います。

去る平成25年7月4日の神戸地裁の判決によりますと、小学5年生の少年の自転車にはねられた女性が転倒し、意識が回復しない状態に対して、子供の母親に十分な指導や注意をしていなかったとして、総額9,500万円の支払いを命じました。これを受けて、兵庫県では、ことし3月に被害者救済のための自転車購入者に補償保険を義務づける条例を設けたそうです。この条例は、4月1日以降、自転車を購入した人に保険の加入を義務づける条例です。

そこで、お伺いいたします。

加害者責任がますます増す中、将来、自転車通学を認める条件にすることも検討してはどうかと思いますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の2番目、中学生の自転車通学についての1点目、自転車通学生の比率はどうか、6月からの道路交通法の改正を生徒・父兄に熟知させているのか、また学校での講習会の実施予定はについて、お答えいたします。

先ほど宮本議員にお答えした交通安全教育についてと重複するところが多々ありますので、その点よろしくお願ひします。

自転車通学の比率については、現在、ほとんどの生徒が自転車による通学を行っております。6月からの改正道路交通法については、市内小中学校に通知を行い、児童・生徒だけでなく、保護者等も含め周知に努めるとともに、各小中学校において警察官による交通安全教室を実施しており、6月11日には、根来小学校で行われた交通安全教室が、報道機関にも取り上げられたところでもあります。

いずれにいたしましても、今後も交通安全意識の涵養に努めてまいりますので、議員の皆様方もご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

2点目の中学生と歩行者の事故は報告されているのか、保険の加入状況はどうなっているのかについて、お答えいたします。

交通事故を初めとした事故等の報告については、児童・生徒及び教員等が被害に遭った、また加害者となった、それらの全ての案件を教育委員会に各小中学校から事故等の報告として受け取っております。

過去3年間においては、平成24年度に中学生が自転車に乗って信号待ちをしていた方への接触事故がありましたが、大半の事故報告は、自転車を運転していた児童・生徒が自動車等に接触された事故となっております。

また、保険の加入状況につきましては、通学で自転車保険に加入している中学生は、学校調べで、加入率34.4%となっております。

なお、先ほども言いましたけれども、加入状況については保護者の自動車保険による特約事項とか、自転車を購入した際に自転車保険へ加入している場合なども含めると、加入率はもっと高いものと考えられますので、改めて教育委員会において、児童・生徒の自転車保険への加入状況の調査を行うことにしております。

3点目、加害者責任が増す中、自転車通学を認める必須条件にすることも検討してはどうかについて、お答えいたします。

あくまでも自転車保険への加入は任意のものでありますが、加害者となったときの重大さを鑑み、教育委員会といたしましては、PTAとも協力しながら、今後も

自転車保険加入に向け、啓発に努め、加入率100%を目指してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点お聞きしたいと思います。

まず1点目、中学生の通学自転車を見ていますと、1年生は新しく買ってもらった自転車が多く、いわゆる整備不良の心配というのはまずないと思うんですが、学年が進むにつれて、ブレーキのききが悪いとか、整備が余りされてない自転車が多いんじゃないかなというふうに認識されるんですが、学校で整備状況の確認をされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、過去、駐輪場のスペースの関係で、近くの子供さんについては、徒歩通学だというふうな時期もあったと聞いておるんですが、自転車事故を減らすという観点から、いわゆる以前のスタイルに戻すというお考えは、教育委員会としていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

自転車の整備・点検状況等についてということでありまして、先ほど、各学校で開催される安全教室のお話させていただきましたけれども、その際に、警察からは、もちろんルール、マナー、そして違反があった場合の厳罰化等についてのお話とともに、日常の点検整備も事故防止のため、とても大切であるというふうな話を強く言っていただいております。

それと、先ほどご紹介いたしました新聞の中身なんですけれども、そこを讀んでみますと、根来小学校で行われた話の中では、やはり、岩出署のほうから乗る前に必ずブレーキとかタイヤとかベルなど点検してから乗るようにということも強く言っていただいております。

また、中学校では、日ごろから校内で無施錠で駐輪している自転車があることなどを踏まえて、その確認とか指導とあわせて、日ごろから点検・整備について、注意しながら指導しているところであります。

また、自転車通学につきましては、現状で、そのことにつきまして、安全配慮をさらに強めながら、指導していきながら、現状のままやっていきたいと考えており

ます。

○井神議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番、教育長から答弁あったんですけども、日ごろ点検されているということなんですが、そういう点検シートみたいなものをつくるとか、そういうお考えはございませんでしょうか。自転車の点検シートというんですかね、そういうものをつくるというお考えはないでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどお答えしたように、学校で施錠等ができてないかどうか、というふうなことについて、点検等をする際に、そういうシート等も活用したり、また、個々に、これは今ちょっと調べてないんですけども、子供たちに自分で点検しながらということの取り組みを行っておりますので、今後も、そういう点について進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 5番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従って、一問一答方式で質問させていただきます。

まず最初に、小学校運動会の開催時期について、お聞きいたします。

最近では、春に運動会を行っている小学校がふえてきております。調べてみますと、熱中症の対策や暑さに対する対策が一番の理由でございます。秋に運動会を行う場合は、9月下旬から10月初旬に運動会を開催することが多く、この時期は、地球温暖化のせいも相まって、猛暑日が続くことが多く、熱中症対策が必要になります。また、運動会を9月末から10月に行うとなれば、当然、練習はもっと早い時期から始めなければならず、相当な注意が必要になるということです。それが春だと、練習もまだ涼しい時期に行えるので、秋の運動会ほど心配が少ないと言えます。

ことしの和歌山県の5月の気温を見ても、そのことがよくわかります。和歌山の5月の最高気温は、25度以上の夏日が17日、30度以上の真夏日が2日ありました。30年前の1985年5月では、夏日8日、真夏日がありませんでした。このような状況の中で、ことしも熱中症事故の報道が早くも流れています。5月26日には福岡県の

小学校で、また5月27日には栃木県の小学校で、どちらも運動会の練習中に児童が熱中症になり、病院へ搬送されたというニュースがありました。

平成24年には、岩出市の小学校でも、運動会の練習中に児童が熱中症にかかり、病院へ搬送されたという事故が起こっています。ことしの例のように、春に運動会を開催しているところでも熱中症の心配はありますが、春開催のほうが秋に開催するよりも熱中症のリスクは少なくなるのではないのでしょうか。

実際に、和歌山の5月と9月の気温を調べてみますと、30度以上を記録した日数は、平成26年では、5月で1日、9月では8日、平成25年度では、5月で2日、9月で12日となっています。また、和歌山の月別平均気温を比べると、5月は19.3度、9月は24.7度となっており、明らかに春に運動会を開催するほうが熱中症のリスクは少ないと言えます。

こういった理由で、気温の調査のもとに、近隣の和歌山市や伊都地方でも春に運動会を開催する学校がふえてきています。また、岩出市の中学校でも、春に運動会を開催していますので、小学校も春に開催し、秋には市民運動会で盛り上がれば、子供たちにとっては楽しみが春と秋に分かれてよいのではないかと思います。

そこで、質問です。

先ほどから述べましたとおり、健康上の理由からも、小学校の運動会を春に開催してはどうかと思いますが、市教育委員会のお考えをお聞きいたします。また、春に開催するために支障になることがあれば、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 田中議員の運動会の開催時期について、一括してお答えいたします。

運動会は、教育課程上、学校行事として位置づけられており、その内容や開催時期等につきましては学校長の裁量に委ねているため、基本的には、学校の判断となります。しかし、運動会は、昔から地域の一大行事という性格もあることから、開催日を9月第5日曜日、または10月の第1日曜日に、市内小学校で統一してきた経緯があります。

以前から保護者等からの強い要望もあることを踏まえ、市教育委員会として、校長会に開催時期の変更を相談しており、現在、校長会においても、平成28年度から運動会を1学期に開催する方向で、現在、検討中ということでもあります。

なお、運動会を1学期に開催するに当たり、支障となる事柄は特にありませんが、

修学旅行と運動会の練習時期が重なるため、修学旅行の実施時期については検討が必要であるということを考えております。

以上でございます。

○井神議長　これで、田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員　次に、2点目に、災害対策についてお聞きいたします。

ことしも6月に入り、梅雨入りしました。これから雨の多い日が続きます。また、最近では雨が降るとなると、集中豪雨であったり、ことしは台風の数が例年になく多く発生し、異常気象が続いています。また、夏から秋にかけて、大雨による災害が発生しやすい時期になってまいりました。岩出市では、大雨による浸水の対策にあらゆる方法で取り組まれています。

その中の1つとして、ポンプ車を購入されましたが、ポンプ車の使用方法は誰もが使えるものではございません。現地に行って、ホースを出して、ポンプを水の中に入れてから、電源を入れて排水をするまで、かなりの時間を要します。ポンプ車の扱い方をよく知っている人、また、訓練を受けている人でないと使えないと思います。

平成25年の9月16日、集中豪雨による浸水が発生し、去年の8月の10日にも台風による浸水が発生しました。私も消防団員であり、2年続けて山崎地区への出動要請のもと、水防活動を行いました。ポンプ車も出動しており、その排水能力の高さを知りました。幸い、去年の場合は、台風が接近することが予測されていたため、事前にポンプを用意しており、その後、消防団のポンプ、ポンプ車の応援も加わり、よい判断の中でうまく排水ができ、被害も最小限におさまったのではないかと思います。

ポンプ車の出動は、大雨や台風の進路を予測して、浸水になる前に現地に配置すれば、被害はかなり少なくなると思います。今回、浸水対策としてポンプ車を購入しましたが、使用方法、人員の配置、また日常の訓練はどうされるのか。それから、現在、ポンプ車は総合体育館の駐車場の奥のほうに置いてありますが、保管場所をどうされるのか、お聞きいたします。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　田中議員ご質問の2番、災害対策についてお答えいたします。

1点目のポンプ車の使用方法、人員配置、日常訓練についてであります。活動マニュアルを作成いたしました。それに基づき活動をいたしております。まず、使用方法、配備基準についてでございますが、降雨等による河川・水路の氾濫や農地、道路の冠水及び住宅の浸水などが発生するおそれが生じたときは、過去の被害状況などを考慮し、被害が想定される地域に、あらかじめ排水ポンプ車を配備することとしており、出水状況に応じて活動を開始いたします。解除判断につきましては、十分に減水し、再び氾濫や冠水、浸水などのおそれがなくなったと判断したときに、活動を終了いたします。

次に、人員配置につきましては、市職員の中から14名を排水ポンプ車操作員として任命し、1班7名の2班体制での配置としてございます。排水ポンプ車操作員は、職員の警戒配備態勢の発令基準による警戒態勢が発令されたときには、直ちに出勤できる態勢をとり、出勤の指示があったときには、直ちに市役所へ参集し、現場に赴き、活動に当たることとなっております。

次に、日常訓練についてでございますが、排水ポンプ車操作員は、毎月1回以上、装置の作動確認や車両走行による点検を行った上で、車両運転やポンプ操作の訓練を行うこととしております。今年度の訓練状況につきましては、排水ポンプ設置から撤去までの一連の作業手順訓練を被害が想定される現場において2回、また実際に排水ポンプを作動させての操作訓練を東公園プールで1回、紀の川市役所との合同訓練を桃山中学校プールで2回実施をいたしました。今後も危機管理監指導のもと、定期的に訓練を実施し、操作員の操作習熟を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のポンプ車の保管についてであります。被害想定箇所との距離や駐車スペースを考慮いたしまして、現在、岩出市立総合体育館の駐車場に保管してございます。

○井神議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 ポンプ車の人員配置も1班7名、2班体制で行っていくということで、それから、使い方や訓練に関しても定期的に取り組みれるということで、定期的に訓練していただくというのが、発生した場合に、すぐに対応できるということで、これからも定期的に行っていただきたいと思っております。

それから、ポンプ車の使用方法ですが、もちろん浸水した地域の排水を行うために購入したわけでございますが、構造的には、トラックへ発電機を積んでいる状態

なので、いろんな災害に活用できるのではないのでしょうか。災害現場での電動工具の発電機として、また、避難場所の照明器具や冷暖房器具等々あらゆる電気器具への使い道があると思いますので、活用する考えはないのでしょうか。

また、使用してよいのであれば、市の夏まつりやイベントに使ってはどうか。日ごろ使用することが機械の点検にもつながるのではないかと思います。

それから、ポンプ車両の運転は中型免許が必要だと思いますので、どうされるのか、お聞きいたします。

最後に、保管場所ですが、ポンプ車両は特殊な車両でございますので、いたずらされたり、特殊車両の盗難事件が、今現在、多発していますので、保管場所を屋内の駐車場にしたほうがいいのではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 田中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目のポンプ車の使用方法について、災害時に活用できるようにということです。あと、避難場所の照明器具等の活用についてと、こういうご質問かと思えます。

排水ポンプ車の搭載しております発電機につきましては、電圧などの規格の問題がございますので、排水ポンプ以外の使用については難しいと、こういうことでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、ポンプ車両の運転について、中型免許が必要やということでございます。議員ご質問のように、排水ポンプ車の運転には中型免許の取得が必要であります。現在、排水ポンプ車操作員14名のうち3名が中型免許を取得しておりますので、この後、ほかの者においても順次取得を予定していきたいと思えます。

それから、保管場所の問題についてですけれども、盗難に遭ったりとか、そういうケースに対応するために、屋内の駐車場にしてはどうかという質問でございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、現在は総合体育館の駐車場に駐車しておりますけれども、今後は、補助金を活用して、防災の拠点施設としての防災資機材の倉庫、こういうものも整備を考えておるところでありますので、その際に車庫の併設も検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○井神議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、7点にわたって質問をいたします。いずれの質問事項についても、市民の皆さんにとって直接関係のある事案でございますので、市当局の誠意ある答弁をまずもってお願いをしておきたいと思っております。

まず、第1点の子ども医療費について、質問させていただきます。

3月議会で岩出市がやっと重い腰を上げて、子ども医療費の助成制度の条例案を提案し、議会も賛同して成立しました。保護者の負担は、いまだ1割ありますが、この事案について、早期に完全無料化に進むべきであると私は考えております。当面、この条例の施行日が8月1日からとなり、担当課においては、さまざまな準備がされていると考えております。保護者にとって一番の課題は、手間がかからない、不便のないようにすることが一番大切であり、岩出市においても業務のスムーズな移行を求められている案件であります。

そこで、3点にわたって質問をしたいと思っております。

まず第1点は、8月実施に向けての取り組みの現状は、どのような現状になっているのか、お聞きをしたいと思っております。

2点目は、保護者への周知・広報についてどうされるのか、お聞きをしたいと思っております。

3点目は、医療機関で診療して、その際、1割自己負担分及び2割の負担分に関して、どのような制度設計をされていくのか、まず、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の1点目、子ども医療費について、お答えいたします。

まず、8月実施に向けての取り組みについてでございますが、現在、制度拡充に対応するため、システム改修を行うとともに、周知チラシ、申請書や封筒類の作成、関係機関への通知等の準備を進めているところでございます。また、臨時職員を採用し、事務処理体制も整備しているところでございます。円滑に事業をスタートできるように努めてまいります。

2点目の保護者への周知・広報はどうするのかについてでございますが、7月広

報配布時にチラシの全戸配布、対象者に個別通知、加えてウェブサイトやフェイスブック等において周知を図ってまいりますとともに、市内医療機関等にも周知徹底してまいります。

3点目の医療費の支払い方法はどうするのかについてでございますが、今回、新たに拡充した中学生の入院につきましては、県内医療機関において現物給付で実施いたします。また、小中学生通院については、窓口負担した一部を償還払い方式で支払うこととなりますが、原則として、口座振替の方法で実施してまいります。申請書の記入箇所の簡素化や休日・夜間申請ボックスを利用するなど、市民の利便性の向上について検討したいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、今、答弁の中で、いただきましたが、国保と社会保険の保護者に対する取り扱い、これについてはどのようなシステムになるのか。

それから、保険適用外の医療費について、どのようなものがあるのか。特に、入院時の差額ベッド代とか各種文書等については、どのようになるのか。その中で、今、2割の分については、銀行振り込みという手続をするということではありますが、一旦、応募者が3割分、医療機関に支払って、2割を銀行振り込みというふうな制度になろうということをおっしゃるんですが。そこで、未払いがあった場合、保護者が医療機関にかかった場合に未払いが生じた。こういう場合については、どのような制度になるのか。

それから、この医療機関については、地域外の医療、那賀対象という形もありますが、例えば、遠いところで医療機関にかかったという場合に、どのような手続をしていくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、この支払いのやり方についてなんですが、他の地方自治体では自動償還という制度をとってしているところもあります。そういうもろもろを考えて、保護者にとって一番利便性のいい制度に構築をしていただきたいということを思っておりますので、まず、その点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

国保と社保の取り扱いということでございますが、これはともに変わりません。

それから、適用外の医療費でございますが、差額ベッド代、文書料といったようなものでございます。

それから、岩出市外で受診を行った場合ということでございますけれども、これにつきましては、基本的には岩出市内の医療機関でかかっているのと同じように、領収書を持ってきていただいて、申請をしていただくというようなこととなります。

それから、支払いのやり方で、少しでも受診された方の利便性の向上ということで、自動償還というお話がございました。市のほうでは、当面は、この自動償還という形はちょっと取り入れることは難しいかなということではございますが、現実には、他県におきまして自動償還されているところもあるというふうに聞いてございますし、また、そういったところに対して、市のほうからも問い合わせなりもしてございます。

いずれにいたしましても、やはり受診された方が少しでも利便性につながるような形のものというのは、引き続き検討していき、採用できるものについては採用していきたいと、このように考えてございます。

それから、最後の未払いの件でございますが、担当の副課長のほうから答弁させます。

○井神議長 保険年金課副課長。

○中井保険年金課副課長 再質問の未払い分についてはどうなるのかということですが、領収書をもとにお支払いさせていただきますので、支払いが終わってからその領収書を持ってきていただいて、お支払いする形になります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この制度そのものについて、部長のほうからご答弁いただき、さらに副課長のほうから答弁いただきました。保護者にとって、一番便利のいいシステムというのは、これを領収書を保護者が、その都度、医療機関にかかった、今の制度で言えば、市役所の窓口を持って来なければならないということになるという制度ですよね。そうしますと、現状でも、駐車場が狭い。置くところに困るという状況が生じて、苦情が私のところにも寄せられております。

さらに、今、レセプト点検をされておると思うんですが、これについて、月間何件ぐらいあるのか。そして、その許容範囲が、今の窓口での届け出、混雑を想定すると、非常に問題点が浮き彫りになるのではないだろうかと予想しているんですけども、そこら辺把握をされてあるのであれば、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

まず、レセ点検等で、その件数ということでございますが、月に3,225件を見込んでいますところでございます。

それから、その都度、窓口にということでございますが、8月からスタートするということで、今回の償還払い、非常に混雑、懸念されるところが多いと、こういふことでございますが、市といたしましては、既にこういう形でされているところに対しても、いわゆる混雑状況についての状況も確認してございます。市のほうで思っている以上の混雑はないのかなというふうには考えてございますが、いずれにいたしましても、手間はかかることは認識しているということで、先ほどもお答えさせていただきましたように、少しでも償還払いに来られる方の手間、省けるような形で、引き続き検討し、市でそれを採用できるものについては採用して、利便性の向上に努めていきたいと、このようには考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、2番目の質問をさせていただきたいと思っております。

道の駅の件であります。

道の駅が開設して、岩出市の1つの観光資源として多くの方が立ち寄っておられます。近年の高野山1200年祭や熊野古道へのアクセス道路として、ますます増加するのが現状ではないかと思っております。

開設以来の諸施策について、さまざまな対応がされてきていると考えておりますが、最近、関空から入国される外国からの訪問者も、関税の職員不足等々で入国時間が2時間余りもかかるという悲鳴を上げていると報道されておりました。今後も諸外国からお客さんの多くが来られることになると思うんですが、いかにして和歌山県や岩出市への誘導を導き、活性化への取り組みが求められてくると思っております。また、それに対応する免税店の創設やおもてなしの心は忘れてはならないと考えております。

既に一部のホテルには、宿泊客が増加していると聞いております。岩出市で泊まる施設は限られているのが現状であるわけですが、四国八十八ヶ所の結実として、泉南、関空から、あるいは淡路島、兵庫周りで入ってこられる。根来寺、粉河寺、

高野山コースというのが定番になってきておるんですが、いずれにしても、現状の実態を把握していく中で、さまざまな問題点がありますので、その改善を求めたいと思っております。

そこで、まず第1点目に、過去3年間の立ち寄り者数及び販売実績については、どのように推移をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、大型観光バスの駐車に関してであります。現状のスペースでよいのか、岩出市として、今後の対策や企画・立案はないのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目について、お答えいたします。

まず、立ち寄り数についてですが、レジ客数で、平成24年度は13万2,385人、平成25年度は12万7,674人、平成26年度は12万5,031人、販売実績は、平成24年度は1億8,841万2,607円、平成25年度は1億8,819万8,037円、平成26年度は2億999万3,301円となっています。

次に、2点目、大型観光バスの駐車場につきましては、現在、大型観光バス駐車場は3台分を確保しており、軽自動車、普通車、障がい者用駐車区画は47台分で、合わせて50台分の駐車スペースがあります。大型観光バスは、通常時で1日2台程度、利用者が多い花見や紅葉の時期では1日平均5、6台程度の利用となっています。また、日曜・祝日・イベント時など利用者が多くなると予想される時期は、駐車場内での混雑の軽減を図るため、警備員を2名配備し、利用者の安全確保並びに車両の駐車誘導を行っています。

なお、駐車場スペースの拡張につきましては、地形的・物理的な面から不可能であると考えております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道の駅そのものについて、今、現状の報告をいただきました。そこで、認識的には、岩出市が大型観光バスのスペースは3台分あるということをおっしゃったんですが、先日、あるバス運転手の方からお聞きをしました。当然、私も現地を見てきたんですが、あそこに入るのにも苦労するし、出るのにも苦労するんだと。普通のマイクロバス程度であれば、もちろん、そんなに問題はないんですが、大型観光バスになりますと、非常に奥行きから考えても問題が多いというように考えて

おります。

一番スムーズに入れる。観光バスで来られる方は、一度に30名なり50名の方がどっとおられるわけですから、非常に売り上げにも影響すると。そういう意味ではありがたいお客さんになろうかと思うんです。だから、現状のままでいくということになると問題がありますし、また、大型観光バスの設置する後ろのほうには、コンテナが山積みをされておまして、きのう見に行ったときに若干減っているなどという気がしたんですが、常時、軽量コンテナを山積みして放置をされるということになりますと、ますます入れないという状況になりますので、そこら辺、抜本的に考えられる対策をこの際打つべきではないかなというように考えておるんですが、その点について、まず、再度質問させていただきます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 それでは、再質問にお答えします。

まず、大型観光バスの件なんですが、先ほどの答弁でも申しましたとおり、地形的に駐車場を拡張するのは困難であると考えております。そこで、同時に大型車が3台以上の利用がある場合は、隣の普通車スペースを代用して、駐車場の円滑な利用ができるように努めており、事前に予約を入れていただいた場合は、コーンを置き、スペースを確保する等の対応を行っております。

それと、2点目に、コンテナを積んでいたというお話でございますが、販売物の搬入・搬出などで駐車場スペースにコンテナを一時的に積んでいる場合がございます。しかし、道の駅に指導も行いまして、現在は既に撤去しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 道の駅の問題については、これ以上質問しても、そんなにあれしなないと思うんですが。昨日、私、大阪のほうへちょっと行きまして、淀屋橋から心齋橋のほうに抜けて、ウォーキングがてら歩いたんですが、中国の方の旗を先頭に団体で、どこの団体かなと。今ごろ、どこの観光客かなと思いつつ、はたを歩いてたんですが、中国語で会話をされているので、中国の方であろうと思うんですが。想像するのに、団体ですから、2、3百人の人がざあっと心齋橋筋を歩いとるんですね。ああ、こういう人たちがここへ来ているんかということで、一部関心もありながら見たんですが、道の駅を免税店化する制度にしたらどうかと。そして、誘導して

いくということも含めて、再検討するお考えがあるかどうか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、和歌山県内におきましても、近年、外国からの旅行者が増加しております。外国旅行者向けの消費税免税制度につきましては、国土交通省・観光庁も取り組んでいるところでありまして、和歌山県も力を入れてございます。

現在、道の駅根来さくらの里におきましては、その指定管理者でございますJA紀の里、こちらのほうが申請を行っております。JA紀の里では、直営のファーマーズマーケットとして、紀の川市のめっけもん広場、それから、岩出のO I N A C I T Y、根来さくらの里、3店舗を申請しているところでございまして、来週から、めっけもん広場のほうで試験的に実施するというふうに聞いております。さくらの里、O I N A C I T Yにつきましては、その状況を見て導入は検討していくということでお話を聞いております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、3項目めの質問をさせていただきます。

母子健康手帳の名称変更に関してであります。

現在、子供の成長記録をするものとして母子健康手帳というものがあります。集団健診等で母子健康手帳を必要とする場合、父親が母子健康手帳を持参することになります。何らかの事情で父親が1人で子供を養っている場合も、母子健康手帳の保持を求められるのは酷ではないだろうかと考えております。私は、男女共同参画社会の観点から母子健康手帳を卒業して、父親・母親を問わない親子健康手帳とすべき時代ではないかと提案をしたいと思っております。

金額の面で比較すると、現行の岩出市の母子健康手帳はどうか。1冊当たりの税別単価は幾らなのか。年間で幾らの費用がかかっているのか。先進地方自治体での取り組みは進んでおります。さまざまな家庭環境への配慮という面からも、現行の母子健康手帳を見直すべきではないだろうかと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。

まず第1点は、現行の発行部数と手帳の作成費用は幾らかかっているのか。

2番目に、母子健康手帳から親子健康手帳への改名を提案をしたいと思いますが、岩出市の見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目、母子手帳について、お答えします。

母子健康手帳は、母子保健法第16条において市町村が交付するよう義務づけられ、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されてございます。

1点目の発行枚数と手帳の作成費用はどうかについてでございますが、発行枚数は、平成24年度、483冊、平成25年度、514冊、平成26年度、491冊で、手帳の作成費用は、平成24年度、平成25年度、平成26年度とも、1冊税込みで113.4円でございます。

次に、2点目の母子手帳を親子手帳へ改めるべきであるが、どうかについてであります。母子健康手帳の交付は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を目的としていることから、現在のところ、親子手帳へ改める考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今のご答弁をいただきました。費用的にも、在庫のあるときには、必要性というのは、私はやむを得ないかなと思うんですが、岡山市が平成13年から実施をしている。もう既に14年が経過をして、岡山市のほうの担当者にお聞きしますと、そのときにも、先ほど申し上げたように、男女共同参画社会の中で母子というのは、多少問題があるのではないかと。誰でも、父親でも母親でも使えるように親子健康手帳というのが一番ベターであろうということで、名前を変えて、それからずっと実施をされております。

また、ちなみに申し上げますと、沖縄県は全体がそうなおるらしい。それから、大宮市、小牧市、宮崎市、豊田市、埼玉県のところでも、今取り組みがスター

トしているという状況にあります。変える意思はないということではありますが、早期にそこら辺の先進地の地方自治体とも連絡をとりながら、改名をすべきだと。

これ、歴史を言いますと、2006年に、中央のほうなんです、自民党自体が、母子健康手帳については問題があるということで、変えようという動きがあったそうです。そのときにいろいろな意見があって、実現はしなかったんですが、そういう経過を踏まえて、全国的な取り組みもされてきた。

これ、母子手帳の歴史というのは、担当者はご存じやと思うんですが、1915年度、アメリカにおいて始まった制度であります。そのときに母子健康手帳というのがあるって、その後、日本に導入をされて、戦後、これは思うに母子手帳そのものが、乳業会社の指導でアメリカで導入されて、利益誘導の形で導入されたと聞いております。現在、アメリカでは、この母子健康手帳というのは、もう既に廃止になっているという現状があります。

1945年から日本ではそれが導入されたわけですが、1945年といいますが、終戦間近から今日まで約70年近い歴史があるんですが、その中でも母子健康手帳という名前については、だんだんと改名していこうという動きがあるわけですから、先進地に見習って、変える必要性を持つべきではないかなというふうに思っております。

それで、もう一度、再度、そこら辺について検討、私が一般質問した段階で検討されていると思うんですが、将来にわたっても、このまま母子健康手帳として配布するのか、それとも親子健康手帳に変える意思は全然ないのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

名称について、母子健康手帳から親子手帳に改める考えはないのかということでございます。確かに、全国的に見て、親子手帳という形での表記を導入されているところがあることは認識してございますし、また、あわせて国においても、過去に母子手帳の名称について、子育て支援の観点から親子手帳等への名称変更してはどうかとの意見がございましたが、妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、名称は変更しないことになった経緯がございまして、市といたしましては、母子健康手帳の名称が、母子保健法第16条で規定されてございます。その名称に従って、引き続き母子健康手帳という形で、岩出市としては交付していきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度質問しても考えるご意思はないということなのですが、そうしますと、現在、手持ちに何部ぐらい残っているのか。それが在庫として持っておられると思うんですが、そこの中で、在庫が消えた段階で、もう一度、再検討を課内でしていただきたいと、重ねて求めておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、在庫ということですが、既に4月において、年間の見込んだ部数について購入してございまして、現在で450程度でございます。

それから、在庫が切れた段階で再検討はということですがけれども、母子保健法第16条第2項では、妊産婦は、医師、歯科医師、助産師または保健師について、健康診断または保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児または幼児の健康診査、または保健指導を受けた当該乳児または幼児の保護者についても同様とするとの規定があるなど、母子家庭、確かに父子家庭もいらっしゃるかもしれませんが、両親ともいない場合もございます。そういう両親がいない場合もあることから、産後の表記においては、母子手帳の中では、保護者としているなどの配慮もなされてございます。市といたしましては、先ほどお答えいたしましたとおり、国の、いわゆる名称を引き続き使っていくということでございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、4番目の質問をさせていただきます。

ボランティアによる交通指導についてであります。交通指導員という形で表示をしておりますが、この交通指導員というのは、長年、登下校で見守りをされている方のことを指しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

岩出市の通学路は、まだまだ歩道の整備は進んでおりません。交通量の多い道路が多く、通学路での児童の重大な事故はないものの、安全登校はどこの学校でも1つの重要な課題になっております。将来を担う児童のために、多くの市民の皆様が早朝から、及び下校時に交差点や通学路で横断歩道横に立ち、見守り活動を続けて

おられることに心から感謝を申し上げたいと思います。

Aさんは、子供たちがかわいくて続けてきたと。定年になり、何かお役に立ちたいと言われておりました。感謝するとともに、万が一、指導員の皆様の安全も大切であろうと私は考えております。

去る5月25日午前7時30分ごろ、山形県酒田市の県の交差点で、見守りをしておられた77歳の男性が乗用車にはねられて頭を強く打ち、死亡したという報道が最近ありました。酒田市に電話を入れてお聞きをしたんですが、振り返って、岩出市においても起こり得る事故であるのではないかと考えております。

そこで、補償についてお聞きをしたいんですが、登下校時の安全対策について、どのように考えておられるのか。

それから、2番目に、現在、岩出市で見守りをされている人数等について把握をしておられるのであれば何名おられるのか。それから、万が一事故に遭った際に補償というのはあるのかなのか、そこら辺について、まずお聞きをしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の4番目の1点目、登下校時の安全対策についてお答えします。

子供たちが交通事故や犯罪被害者となる事件が各地で相次ぐ中、岩出市青少年育成市民会議が推奨している朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動に、多くの団体や市民の方に各小学校区での子供を見守るネットワークに登録していただき、主に通学路にある横断歩道や交差点で不審者対策も兼ねた子供たちの安全を見守っていただいております。

また、岩出市青少年育成市民会議の有志14名の方に、自主青色パトロール隊を結成していただき、市内を巡回し、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、未然防止の取り組みも行っていただいております。

そのほかにも各小学校において、わかやま子どもセーフティガードとして、子供の登下校時の安全指導を行っております。なお、教育委員会が把握している登下校時の安全指導にご協力をいただいている方は、延べ794名となっております。

2点目の補償制度についてですが、全市を挙げての子供を見守るネットワーク活動に参加していただいている市民の皆様方には、行事参加者傷害保険に加入してございます。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。行事参加者として見守っておるということですが、この補償内容、それと掛金についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

補償内容につきましては、死亡、後遺症の場合、200万円、入院保険、日額3,000円、通院保険の日額1,000円となっております。掛金につきましては、年額で22万4,000円となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。年間保険金については22万4,000円、これは全部岩出市が保険金を支払っているのか。

それと、補償内容についてですが、ちなみに、大阪の社会福祉協議会が東京都の社会福祉協議会もそうなんですが、補償の人身事故等について、死亡事故等についてあるんですが、1名当たりの保険料1口として300円として、死亡時については、後遺障害含む1,300万円、それから、入院保険金については5,500円と、通院については3,000円という意味で補償制度があるんですが、岩出市については、最高200万円ということですが、これは余りにも少ないのではないかなと。そういう意味で、葬式代程度の補償しかないという意味合いもありますから、再検討する必要性があるのではないかなと考えておりますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、保険の負担ですが、市が全額を負担してございます。

保険内容の見直しということでございますが、700名以上の方がご登録いただいている中で、毎日立っていただいている方、それから、月に1、2度立っていただいている方、不特定になってございますので、参加していただいている方が事故が起きた場合に補償するという、そういう内容の保険にしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○尾和議員 議長ね、額のアップに質問しているのに答えてない。補償額のアップを検討してほしいと。

○秦野教育部長 失礼しました。今、先ほど申し上げたような事情もありますので、当面、現時点では現行で対応していきたいと考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。
引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目の質問をさせていただきたいと思います。

過去の議会でもマイナンバーについて質問させていただいておりますが、改めて現在の状況等についてお聞きをしたいと思います。

このマイナンバーについてですが、安倍自公政権が、国民一人一人に番号を割り振って、所得や納税実績、社会保障に関する個人番号、1つの番号で管理する共通番号、いわゆるマイナンバー制度の関連法案を成立させた後、今日まで来ております。

さらに、政府は、2015年3月31日にマイナンバー制度の施行期日を2015年10月5日と定め、政令を閣議決定をしました。マイナンバー制度の運用は2016年1月1日、年明けからになるようとしているわけでありまして。それにしても、現在、企業や自治体での事務は全く間に合っていないのが現状であります。多額の金をかけて、その費用対効果についても、まだ不明な点が多くあります。

今日、マイナンバー制度を利用して、国民の利便性の向上や年金保険料の徴収強化、行政の効率化などを図りたいとしておりますが、総務省など関係省庁の政務官らをメンバーとする検討会議で、具体的な活用策の取りまとめに向けた議論が進んでおります。その中に、個人の預貯金の把握とか、あるいは病歴の把握とか、それと突合して、一人一人を丸裸にすると。このマイナンバー制度そのものについて、今、市民や国民の間で不満があるということは、現在の状況から察することができると思います。

私たちは、クレジットカードを含めた、これらのマイナンバー制度そのものについて、どうしていくのかということでありまして。年金番号の漏えいに始まって、今、住基ネットと同様であります。住基ネットそのものも多額の税金をかけて、普及率は10%も達してないと、こういう中で、国民一人一人番号を打って、番号で人間を管理をすると、何物でもありません。

こういう事態の中で、マイナンバーについては、税金が4,000億とも投入され、

地方自治体の運転資金と合計すると、市民には到底理解できない金額、全体では1兆円から2兆円かかると言われている現状であります。

こういう一体の中で、次の点について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、岩出市の取り組みの現状について、現在どうなっているのか。

それから、2点目は、メリットとデメリットをどう認識されているのか。

それから、3点目は、年金機構漏えい問題のように、このマイナンバー制度の100%の管理というのは、把握ということは到底できないということで、不信が続いております。この時点で延期を表明すべきであると考えておりますが、岩出市の所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の3点目について、お答えをいたします。

年金機構漏えい問題とマイナンバーへの不信、延期すべきであるとするが、どうかについてをお答えをいたします。

平成27年6月10日に開催されました全国市長会において、個人情報保護に関する緊急決議が全会一致で採択されてございます。その内容につきましては、今般発生した日本年金機構の個人情報流出事案は、国民に多大の不安を与えている。政府においては、今回の流出事案の実態把握や問題検証により、徹底的に原因究明を行い、緊急に再発防止策を講ずること。

一方、社会保障・税番号制度については、個人情報保護に関して、万全の措置を講じることを国民に対して丁寧に説明するとともに、本年10月から個人番号付番・通知、来年1月からの個人カード交付を予定どおり確実に実施することとあります。

ただ、内閣官房社会保障改革担当室のほうから、日本年金機構の個人情報流出問題によるマイナンバー制度への影響に関するQ&Aが出てございます。それによりますと、今回の年金情報漏えい事件を踏まえると、マイナンバー制度の開始は延期すべきではないかという質問がございまして、その政府の回答といたしましては、今回のような事件が発生したことは遺憾であり、原因の究明や再発防止策の検討などを進めてまいります。

一方で、マイナンバー制度は、国民生活にとって重要な基盤となる制度であるため、個人情報の保護にも万全を尽くしつつ、番号の利用開始に向けて準備をしております。

なお、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響については、今回の事

件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を見きわめて判断いたしますということ
であります。

他の質問については、総務部長のほうから答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 マイナンバーについての1点目のご質問にお答えいたします。

ことし10月から住民票の住所地にマイナンバーの通知カードが送付されることに
伴いまして、マイナンバーの仮付番が7月16日につけられることから、現在、基幹
系システムと住民基本台帳ネットワークシステムの間で、本人確認情報に不整合が
ないかなどの確認作業を実施しているところであります。

次に、2点目についてですが、マイナンバー制度に主な利点といたしましては、
行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現、この3つがござい
ます。まず、行政の効率化といたしましては、行政機関や地方公共団体などでさま
ざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減される点であり
ます。また、国民の利便性の向上といたしましては、添付書類の削減など、行政手
続の簡素化がされる点であります。また、公平・公正な社会を実現としては、所得
や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れること
や給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に、きめ細か
な支援を行うことができる点などであります。

次に、注意を要する点といたしましては、マイナンバーは生涯にわたって利用す
る番号であることから忘失や漏えいがないよう、本人が大切に保管し、取り扱いを
する必要があると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。具体的に質問をしたいと思うんですが。社
会保障とか、その他の行政での添付書類が必要なくなるということでもあります。現
実的に、この問題については、個人の情報がどうなるのか。多くの国民が不信を持
っております。

まず、第1点は、預貯金の統合、これについてはどのようにお考えなのか。

それから、2番目に、市の業務における漏えいは100%ないと断言できるのか。

それから、3番目に、個人に付与されるわけではありますが、個人が番号を請求し
なければ、それを拒否すればどのようなになるのか。

それから、基幹系と情報系のシステムの区別は完全にできるのか。

それから、最後になりますが、サイバー攻撃への対策については、岩出市はどのようにされるのか。

以上の点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の預貯金の関係についてでございますけれども、預貯金の情報については、個人の資産を把握することになりますので、税金等を滞納している場合は、徴収事務に利用できる、このように考えています。ただ、銀行口座への番号の割り振りについては、今議論されていると、このように認識しております。

それから、2点目、漏えいが100%ないのかについてでございますが、100%ないように努めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、3点目の基幹系と情報系システムの件でございますけれども、これは漏えいにかかわる事案、他の市町村で問題視されておりますけれども、本市におきましては、基幹系システムと情報系システムが分離していることから、情報が漏れることはない、このように考えてございます。

それから、サイバー攻撃についてでございますけれども、先ほど基幹系・情報系システムのところで申し上げたように、情報が漏れないように、あるいはサイバー攻撃から対応できるように、セキュリティー面の確保、強化を図っているところでございます。

以上です。

失礼いたしました。答弁漏れです。

個人番号を請求しなければどうなるのかということですが、個人番号については、国のほうで皆さんに使っていただくようにということで来ておりますので、できる限り、個人番号の取得をお願いしたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁ありました。100%ですね、これは安全ではないということなんですよね、今の答弁でも。100%に向けて努力いたしますということで、技術的には、ITそのもののサーバー攻撃は、次から次に新しいウイルスが出てきますし、完全ではないという認識のもとに運用をしていかないと、被害を受けるのは一般市

民であります。そういう意味から、その点については100%、完全ではないということをご認識をしていただくということは一番大切なことではあると、私は思っております。

それから、国会でも今議論をされておりますが、マイナンバー制度についての採決自体もどうなるのか、これからの推移があるわけですが、現実的に、いろいろな問題が複合的に起きておりますので、ここで再度見直す必要性は一面あると、そのように考えております。

それから、住基ネットの問題と絡めて、住基ネットも、もちろん取得者も少ない状況の中で、マイナンバーについても拒否する人が出てくるということは、今、全国的に言われております。

今、年金機構の漏えいの問題については、和歌山の年金機構のほうで1万件、和歌山で漏れたと言われる新聞報道があるように、どこにおいてでも漏えいする可能性があるわけですから、そこら辺について、どのように認識をされているのか、再度。100%ではないということだけは、今わかりましたが、このマイナンバーそのものについての不信や不満をどのように認識をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

漏えいの関係で100%ではないと、そういうふうな考え、市に持っているのかどうかということであります。我々のほうといたしましては、セキュリティーには万全を期しているところであります。具体的に申し上げますと、セキュリティーポリシーというのを策定いたしまして、それに基づき、セキュリティー面において十分配慮いたします。これは職員についても、機器のソフト面でもそういうことで対応しておるわけです。

それから、また、マイナンバーを取り扱う、いわゆる基幹系システムについてですけれど、この利用に際しては、ICカードを1人ずつ職員に配付しており、そのICカードに8桁以上のパスワードを使用してログインするようしております。そのほか、もし不慮のことがあればということで、基幹系システムは、誰がいつ照会、あるいはどのような発行をしたかについて、いわゆるログですね、アクセスログなども取得しておりますので、それによって対応は可能と考えておりますので、我々としていたしましては、国でもいろいろと議論されておりますように、セキュリティー

面には万全を期してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育問題について、お聞きをしたいと思います。教育委員会の委員長も同席をされておりますので、教育長と改めて質問をさせていただきますので、よろしくご答弁をいただきたいと思っております。

市長は、行政報告で、学校において学力の向上、読書活動の推進、安全・安心な教育の推進、不登校・いじめの問題への対応の4点を重点的に取り組むと述べておられました。子供にある程度の学力を上げる教育することに関して、思いは同じであると感じますが、方法や手法に違う点があります。

市長あるいは教育委員会は、次世代を担う人材として、みずから主体的に判断して行動できる資質や能力の基礎となる学力は重要な要素であり、引き続き学力向上に力を入れたいと述べられました。以降、学力向上のための何か施策を考えたのか。また、岩出市の理想の教育の進め方、目標をどこに持っていこうとしているのか、教育長や教育委員会としっかりと協議をしておくべきではないかと考えております。

子供たちには基礎教育が大事であると思っており、小学校の1年生の低学年の基礎教育が一番大事であると考えております。教育目標として、市としての目標と教育委員会としての目標を掲げ、スポーツを通じ、礼儀作法を学ばせ、家庭と学校を通じながら、子供たちの精神力を高めるためにも一番必要と考えております。

そのためには、先般実施された全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果集計を全て公開し、その分析をもとに検討すべきであると考えております。

そこで、3点にわたって質問をいたします。

まず第1点は、全国学力・学習状況調査の内容、その結果と公開、それから、岩出市の学力テストの実態と公開について、どのようにされるのか。

それから2点目は、先般、茨木市に出向きまして、茨木市の教育委員会の課長のほうからいろいろな取り組みをお聞きをいたしました。参考にして、推進することも大切であると考えておりますが、問題点の把握、どこに問題があるのか、どうすれば改善できるのか、ここら辺を参考にして、岩出市としても検討すべきであると考えております。

それから3点目は、茨木市に関しては、スローガンが「一人も見捨てへん教育」ということで取り組まれているのが実態であります。そこら辺を参考にして、どう

いう方針を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になります、スマートフォンの携帯電話に関して、携帯の実態、今、小学生、中学生、どのような携帯の保持をしているのか、何%ぐらいの人が携帯電話を持っているのか、どのようなルールづくりを考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員ご質問の教育問題について、一括してお答えしたいと思います。

まず、全国及び市の学力テストにつきましては、平成26年度の結果を見ますと、基礎的な内容については、おおむね身につけていますが、活用力に課題が見られます。また、全国平均と比較すると、全体的に下回る傾向にあります。なお、学力テストの公開につきましては、教育委員会のウェブサイトにて公開しております。

次に、茨木市の教育を参考という件につきましては、学力が低迷する大阪府にあって、好成績を上げている自治体の1つであると認識しております。本市においても、市独自の施策とともに、成果を上げている自治体の取り組みを参考にしながら、学力向上に取り組んでいるところであります。

次に、スマートフォンにつきましては、先ほど福山議員の一般質問でお答えしたとおりであります。

なお、詳細につきましては、教育部長のほうから答弁させていただきます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問6番目の1点目と2点目、学力テストについて、お答えします。

平成26年度に実施した全国学力・学習状況調査の内容は、小学校6年生については、国語、算数、中学3年生については、国語、数学となっており、これらの教科のほか児童・生徒の生活習慣に関する質問となっております。また、岩出市学力テストの内容は、小学生は3年から5年生までを対象に、国語、算数、中学生は1年生、2年生を対象に、国語、数学を実施しました。

結果は、学校別ではなく、市全体としてウェブサイトにおいて公開しております。また、これらの結果を受け、教育委員会では、学力向上を重点目標の1つとして取り組みを進めているところでございます。

なお、平成27年度実施の全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果は

まだ出ていませんが、前年度と同様に公開する予定としております。

次に、3点目の茨木市教育委員会の「一人も見捨てへん教育」を参考にしてはどうかについてですが、教育委員長の答弁にもありましたが、本市におきましても、全国の先進的な事例を参考にしながら、市独自の取り組みを推進しているところでございます。

次に、4点目のスマートフォンについてですが、福山議員のご質問で答弁させていただいたとおりでございますが、本市では、全国平均に比べ、スマートフォンやゲームの使用時間、テレビの視聴時間が長く、家庭での学習時間が短くなっている状況にあります。今後は、家庭での学習時間の確保、スマートフォン等によるトラブル防止のためにも、学校、PTA及び教育委員会が連携し、スマートフォン等の使用の際のルールづくりやマナーなど、啓発運動に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問のありました所有率につきましては、改めて申し上げますと、小学校6年生で57.9%、中学校3年生で88.6%となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 成績の内容については、ホームページで公開しているということであります。私、ちょっと見てなくて申しわけないんですが。平成14年度から区市町村の教育委員会の判断で、学校別に成績の公開をすることが可能になっております。今お話聞くと、岩出市は学校別に公表してないのかなというふうに思うんですが、そこら辺について、現状についてお聞きをしたいと思います。

それから、成績の問題で、学校教育の茨木市の教育では、私自身が、なるほどなという感心をした点は、学校成績そのものの分布をよく把握をして、分析をしないと、どこに問題があるのかということがわからないんだと。一般的に、平均で出しますと、よくできる人とできない人の間を平均しますから、こんなもんかなということなんですが、平均以下のところをいかにして上げていくのか。

端的に言われているのは、ラクダのこぶということで表現をされておりましたが、ラクダのこぶというのは、下の部分と中間層と上位層、そこで平均で切りますから、実際上は、学力のない層が全然隠れて見えなくなると。ここら辺が1つの問題点だと。そこに集中的に取り組むをしていくということを言われておりました。ああ、なるほどなど。それについても一理あるなど。そこら辺について、岩出市において

は、学校別に実態の生の数字をやはり公開をしていくと。父兄等、PTAとか、各関係機関と、そこから問題点をあぶり出して行って、改善をしていくと。そういうことが一番求められるのではないかなと。

それから、予算的にも、茨木市の予算というのは、私も感心したんですが、岩出市と比較しますと、かなりの金額的な開きがあるなど。それから、有償ボランティアで、専門支援員とか、SSWとか、あるいは大学生を学習の支援者に迎え入れてするとか、こういう中学校ブロック連携支援教員とか、そういうところで特別な支援体制を組んでいるなど。いじめ・不登校に関しても非常に資金的にかなりの金額を支出して、教育に力を入れているなどということが読み取れたんですが、そこら辺について、茨木市だけではありませんが、ほかの教育委員会とのいい点を学んで、それを岩出市で生かしていくという取り組みについて、岩出市はどのようなお考えを持っておられるのか。

岩出市自体が、茨木の教育委員会と接触を持って、そこら辺、今まで、私が一般質問の内容を指摘したわけですから、それについて接触をされたのか。それから、今後、茨木市の教育委員会の参考にしていくためには、出向いて行って、学んでくると。1つのそれが手であろうと思うんですが、そこら辺についての方針を聞かせてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと順番が前後するかもしれませんが、まず学校別公開をというお話であったように思います。このことにつきましては、平成26年の9月議会で、井神議員、山本議員の一般質問でお答えしたとおりでありまして、国の実施要領では、平均正答数や平均正答率などの数値については、一覧での公表やそれらの数値による順位を付した公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については公表いたしません。

それから、成績下位の子供を茨木市の教育委員会は注目しているというお話だったと思います。もちろん、岩出市におきましても、平均正答率のみに注目しているのではなくて、国のほうからさまざまなデータが送付されてきてございます。そういったことを細々分析する中で、岩出市の子供についても、特に、中学校については二極化、議員おっしゃった二こぶ現象というものがあらわれつつあります。特に下位層の子供は、全国の曲線よりも数的に多い状況が見受けられます。

そういったことについての取り組みなんです、岩出市の教育委員会でも、例えば、中学校については放課後の補充学習であったり、土曜学習教室を実施しておりますし、また、全ての小・中学校で始業前に補充学習の時間を設けていたり、あるいは理解の遅い子供については昼休みに個別に対応したり、あるいは授業で加配教員を活用して、チームティーチングであったり、習熟度別授業で、きめ細かな指導を行っているところでもあります。

それから、教育予算についても触れられてたと思いますが、この平成27年度予算について考えたとき、子供の読書活動を推進するために、新規事業として、中学校への司書派遣を盛り込んでいたり、これらは茨木市の教育委員会でも行われていることでもあります。中学校の土曜学習教室も新規事業として盛り込んでいます。また、茨木市の教育委員会の中で、支援員等の配置というお話をされていましたが、本市でも介助員という名前で配置してありまして、茨木市の教育委員会の支援員は、小学校32校に対して38名、配置率に直しますと1.19人、本市では6校に16名、配置率に直しますと2.67名ということで、本市のほうが充実している部分もございます。市の規模にもよりますので、岩出市としては教育予算、必要な分は確保できていると考えています。

茨木市教育委員会を訪れて勉強してきてはどうかということなんです、尾和議員から一般質問いただく前に、実は、この情報を私どもも入手してました。こういう本、大阪大学の教授、志水宏吉先生が書いた本で、出ていまして、こういうのもきちんと目を通してございます。

岩出市では、全国学力テストの先進県であります秋田県へ、昨年度、指導主事を派遣しておりますし、今年度も県の事業を活用して、学校の教員を秋田県の小学校へ1週間派遣する、そういったことも考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだまだ言いたいことはようけあるんですが、その書籍も読んでおられるということなんで、ありがたいなというふうに思っております。私も読ませていただきました。

教育問題については、非常に重層的で、どれをどうすれば成績が上がるのかという面が一面であるわけで、自分を振り返って、小学校・中学校のときどうだったのかなど。自分自身も反省をしておる点もあるんですが、学力だけではなくて、総合

的な知識というんですか、そういうものも一面で大切な課題になっております。

できることなら、今、先ほど部長が言われたように、学校別の公表については、全国的には6%余りだというように聞いております。だからといって、岩出市が公表しないというんじゃなくして、やっぱり事実としては、こういう実態にあるよということを多くの市民や父兄の方が把握をしていくと。それによって、自己研さんもできますし、子供に対する取り組みの一面的には違いも出てくると思うんで、総合的に、そこら辺も考えて取り組みを強化をしていただきたい。

それから、学校別の公表しないということなんですが、先ほども言ったように、公表して、事実は事実ですから、それを踏まえて、やっぱりやるというのが一番いいのではないかというふうに思うんですけども。差別化とか、あの学校は能力が低いとかというような捉え方じゃなくして、事実として捉えて、その問題も解決していくということが求められるんじゃないかと考えておりますが、それについて所見をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

この学力テストの結果を受けての取り組みということなんですが、これも市の学力テストの公開の部分に、市の方向性として示してございます。例えば、見通しを持って授業に臨み、きちんと1時間を振りかえる時間を確保するような授業に取り組むとか、読書活動の充実に取り組んでいくとか、あるいはまた保護者様にもご協力していただきたいような中身について公表してございます。

なお、学校別の公表を再度というお話であります、市の公表と同じような中身で、学校ごとに保護者さんにお知らせをしていたり、ホームページ等で公表してございますので、そちらをごらんいただければと思います。

以上です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後になりますが、一番今問題になっている問題について、質問させていただきたいと思います。

安保法制に関しての問題であります。

安倍自公政権は、多くの国民・市民の反対や不安の声を無視して、今国会で戦争

法案を成立させようとしております。説明不足が81.4%、少なくとも今国会での成立反対が82%、これはテレビ朝日のほうで報道されて、怒りと批判の声が上がっております。

歴代内閣は、一貫して違憲としてきた集団的自衛権をたった一度の閣議決定で変更したことに対して、衆議院憲法審査会で与党推薦の長谷部先生まで憲法違反だと明言をされました。まさに前代未聞であり、安倍総理が行おうとしている立憲主義を踏みにじる何物でもない、私は考えております。

平和安全特別委員会における安倍総理や中谷防衛大臣の答弁は、支離滅裂です。他国における武力行使の判断が、時の政権の恣意的な判断に委ねられ、歯どめが全くきかないことも明らかにされました。日本の戦後、平和主義を根底から破壊をするこの法案について、東京新聞の半田さんは、多角的に読み解いていただき、安倍政権が狙っていることの危険性や問題点について、一緒に議論したいと言われております。

戦後、私たちは、二度と再び子や孫を戦場に送らないとかたく誓ったわけであり、教育現場においても、学徒動員によって、若い19歳や20歳の大学生が戦場に散っていったのであります。そこで、私たちは、二度と再びこの戦争を起こしてはならない。戦争というのは、人と人との殺し合いであるわけであり、このかたい誓いを私たち一人一人が持つべき時期に来ていると、私は強く思っております。

私も親族に戦死者を抱えております。そういう意味から、二度と再び第二次世界大戦のようなことが起きないために、私たちがどうあるべきか、このことを真剣にこの本会議場で議論をしたいという意味で、イデオロギーを超えて質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、まず第1点であります、これは市長にお聞きをしたいんですが、憲法解釈を変更して、憲法を壊す「戦争法案」に対する市長の姿勢と所信を表明していただきたいと思っております。過去の本会議場において、私が集団的自衛権について、どう中芝市長はお考えですかと質問したとき、個人的な見解を明らかにしないと答弁をされました。私は、岩出市の市長、岩出市の船長である市長が、このようにこの問題を直視しないということについては、到底理解できないのであります。そういう意味で、まず第1点、お聞きをしたいと思っております。

それから、2点目は、村山談話であります。今から20年前、1995年の50年の節目に当たって、村山総理が村山談話として表明をされました。これについて、中芝市長はどういうようなお考えを持っておられるのか。村山談話そのものについての評

価について、率直にご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、戦時中における慰安婦に関する問題であります。この慰安婦というのは、戦時中において、日本の軍隊が朝鮮の方の女性としての踏みにじるこの行為、これに対して、隣の韓国でも問題になっております。慰安婦に関する所見については、時の河野談話によって表明されてきているわけではありますが、それについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、立憲主義というものに対して、どのように認識をされているのか。立憲主義の基本的な認識について、今日、問われていると私は思っております。そういう意味から市長の率直なお考えを岩出市民に表明をしていただきたい。そのことをお願いして、質問にかえたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員、7番目の安保法制についてお答えする前に、一言申し上げておきます。国政に関する政策等に関する個人的な見解を市長の立場で申し上げる考えはございませんということは、何回も申し上げておりますので、その趣旨に基づいて答弁をいたします。

1点目の安全保障関連法制についての認識ですが、この法案については、日本が戦争する国になるのではないかと不安から、さまざまな世論調査においても反対意見が多く、憲法解釈においても衆議院憲法審査会では、与野党推進の憲法学者から違憲との指摘がなされているとともに、先日、亀井静香衆議院議員のほか政府要職を歴任された元衆議院議員の方々からの反対表明がありました。政府においては、国会の会期延長も視野に、法案の成立を目指すとの報道もありますが、いずれにしても、この法案は、国の専管事項である外交・防衛政策に関することでもあります。私から言えることは、国政の場において議論を尽くし、国民理解を得るよう努めていただきたいと思います。

2点目の村山談話については、賛成か反対かではなく、政府として表明された見解でありますので、尊重したいと思います。

3点目の慰安婦問題に対する認識については、平成25年第2回議会の一般質問でもお答えしたとおりですが、歴史認識から生ずる他国とのあつれきについては、国の責任において解決すべき問題と考えます。

4点目の立憲主義に対する認識については、法治国家においては、何事も立憲主義に基づかなければならないと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 前段、前置きされて、国政に関して重要な問題については表明することはしないんだということを言われました。私は問題から逃げていると言わざるを得ないと思っております。

憲法の前文からひも解いていきたいと思うんですが、政府の行為によっては、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあることを宣言して、この憲法を確定すると。我々は世界平和の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するということのように表明しております。

この中で言われているのは、私たちは、二度と再び戦争をしないんだというかたい決意が、憲法の前文にうたわれたのであります。そういう意味で、今再び、この唯一の戦争によって被爆した日本をこのような二度と再び起きないようにどうしていくのか。これは教育現場でもさまざまな日常生活においても、一人一人が考えて、一人一人が行動する、このことが求められるのであります。

まして、岩出市民5万3,000人の代表である中芝市長が、この憲法の前文を認識され、二度と再び戦争しないという表明を持っていただきたい。そういう決意があるかどうかをお聞きをしたわけでありまして。再度、ご答弁をいただきたいと思いません。

それから、村山談話についてであります。村山談話というのは、1995年、日中戦争が終わって、第二次大戦が終わって、50年の節目に、村山総理が植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするがゆえに、疑うべきもないこの歴史の事実を謙虚に受けとめ、ここに改めて痛烈な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを表明いたしますと言われたわけでありまして。これは何かということでもあります。ここにうたわれているのは、侵略戦争を再びしないんだという決意があらわれていると私は認識しております。

日本国民300万人、アジアを含めて3,000万人近い人たちが、この第二次世界大戦によって命を無残にも奪われたわけでありまして。これは一部の軍国主義者と絶対主義者、ひいては戦前のこのような動きの中で、無批判に過ごしてきた一人一人の国民が、その反省の中で味わってきた戦後70年であります。

そういう意味から、村山談話を高く評価をして、二度と再び侵略戦争をしないんだということを他国に、隣国に表明した唯一のものであるわけであります。

私も今から50年前、1971年に日中国交回復がされないまま、香港から中国に訪中をして、要人周恩来総理と接見をする機会がありました。そのときに、周総理はこのように言われました。掘った人の井戸の水を飲む場合には、掘った人のことを考えるべきだと、そう言われてまいりました。一時期、誤った過去があるとしても、私たちは、そのことを反省をしてもらうのであれば、二度と再びこの戦火に交えないんだということを言われました。

外交努力が大切であろうと思うんですが、現在の安倍内閣は、過度に敵国を想定して、世論を一方向に持っていっていると、私は最近強く感じておるわけでありませんが、今、中芝市長が、村山談話については、時の政府が発表したことであり、それを是認をすると言われたんですけども、再度、村山談話について、高い評価をされているのかどうか、侵略戦争の反省に立った談話であるということを認識されているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それから、慰安婦問題についてですが、慰安婦の問題については、過去から今日までありました。軍部が暴走して、女性を女性でないというような誤りで今日まで、戦前、戦中を通じて、女性の人権を踏みにじったこの行為に対して、私は強い反省をしておくべきであると思っております。

その上で、私は、市長と副市長と教育委員会の代表者にお聞きをしたいんですが、憲法99条、これをどう捉えるのか、各人にお聞きをしておきたいと思っております。真正面から、この日本国憲法99条については、ご存じやと思うんですが、天皇または摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員、公務員というのは地方公務員であり、非常勤公務員であり、それらの公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと明記をしているわけであります。

この憲法第99条について、その岩出市のかじ取りである三役の皆さんから、この見解を所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、99条、質問にございませんので、あと勉強させてもらいます。

岩出市長として、なぜ反対か賛成か表明しないのか、まず、これからお答えをいたします。

市長としての発言とするなら、市民を代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言かという問題点、考えます。したがって、議会という場において、個人としての見解を市長の立場で申し上げるべきではないと思っております。

それから、戦後、日本で憲法9条が果たした役割と憲法違反という声を無視して、戦争法案の審議を続ける安倍内閣についてどうか、こういう質問につきましては、我が国は平和主義をうたった憲法下で、国際社会と連携して、さまざまな国際貢献活動に参加し、平和国家としての歩みを重ねてきたと思います。憲法9条のおかげで、戦争に巻き込まれなかったかどうかはわかりませんが、平和を維持できてきたのは、日米安保条約を含めた外交努力や平和を望む日本国民の不断の取り組みがあったからであると考えます。

一方で、世界のパワーバランスの変化、特に日本周辺の安全保障関係に緊張が生じている中、今後の安全保障をどうしていくべきか議論していることは理解できません。本法案は、外交・防衛政策であり、国の所管でありますので、この法案に係る国会運営については、岩出市長として意見を申し上げることはありませんが、国民一人一人がみずからの問題として、真剣に考えなければならないものと考えております。

続きまして、村山談話に対する認識。村山談話に対する認識は、先ほど申し上げたとおりでございますが、日本の平和と繁栄を築き上げた国民の努力と敬意、諸国民の支援と協力への感謝、平和友好交流事業と戦後処理問題への対応の推進、植民地支配と侵略を認め、謝罪、国際協調の促進と核兵器の廃絶が基本となっており、戦後処理問題の1つとして、慰安婦問題がある。この問題に対する政府見解として河野談話があり、慰安婦の存在と政府の強制性を認め、政府としては、誠実に対応したことにより、法的には解決済みと認識をしています。

慰安婦問題について、どのような見解か。これは平成25年6月議会で答弁したとおり、歴史認識の問題という視点もあるが、本質的には女性の人権問題であり、今日においては女性の尊厳と人権は世界の普遍的価値であり、国の責任において、慰安婦問題の一日も早い解決を望むものであると、以上のとおり、答弁をいたしてございます。

なお、現政権が表明予定の戦後70年談話について、村山富市元首相と河野洋平元衆議院議員は、植民地支配と侵略、心からのおわびを盛り込んだ村山談話を継承するよう指摘してございます。

以上でございます。

○井神議長 副市長。

○中畑副市長 お答えをします。

憲法については、何条であれ、擁護、尊重しなければならないというふうに私は思います。ただ、尾和議員が冒頭申されましたように、このような国政にかかわる大きな問題を執行部と交わされるときには、私はこれは首長にしかないと思いますけども、反問、反論権も認めていただきたいということを議長にお願いしたいと思っています。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

一国民として、国の最高法規である日本国憲法を遵守していくということは、当然のことでありまして、当然、公務員、教育公務員におきましても、そのとおりであります。本市におきましても、そのとおりで教育が進められているものであります。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから答弁をいただきましたが、市として国政の問題については具体的な表明をしないと、このことを常に言われてきております。私はそうでないのではないかなど。率直に自分の考えを表明すると。そして、岩出市民にそれを理解してもらうのであれば理解してもらおう。こういう場であるべきだと私は考えております。

そういう意味で、この安保法制に関して種々述べてきましたが、最後になります。私のほうから、二度と再び戦争はしないというかたい決意があるのかどうか、その点だけ確認をさせていただいて、終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、個人の意見の相違、相手に押しつけるものではない、その辺は認識しておいてください。

それから、最後に言われたのは当たり前の話です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

休憩 (14時40分)

再開 (15時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

観光面を初めとした利便性の問題、また、学校生活における子供たちの安全を初めとした質問を今議会では行いたいと思います。

そういう点では、まず1点目として、EV施設について、もう1点は、根来小学校の環境整備についての2点という点で、今回、質問したいと思います。一問一答で行いますが、当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、EV施設についてから当局の対応などをお聞きしたいと思います。

今、地球の温暖化が進んできています。ことし6月8日に開かれた主要7カ国首脳会議では温暖化対策で、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を10年比で40%から70%の幅の上方に削減するという新たな長期目標を盛り込んだ首脳宣言も採択がされてきています。地球温暖化対策の一環として、車の排出ガスを抑える上でも研究をされてきたのが電気自動車です。今、各自動車メーカーでも機種をそろえ、普及も始まってきています。

パーク24という会社が、電気自動車（EV）に関する意識調査を実施し、アンケートの結果を発表しています。調査は、ドライバー向け会員制サービス、タイムズクラブの会員を対象に、2014年12月22日から28日の7日間、非公開型インターネットアンケートで行い、6,906名から回答を得たそうです。EV車がどうなったら購入するかを聞いたところ、40%が価格が手ごろになったらと回答、次いで、航続距離に不安がなくなったら23%、充電ステーションがふえたら20%、好きな車種があったら14%となっています。値段と走行距離という面などで問題を抱えているものの、実際にEV車は普及してきています。

このように電気自動車の普及が進む中、充電施設を設置して、観光面でも生かそうとする自治体もふえてきているのです。岩出市内においても、根来山げんきの森、

緑化センターなど県の施設にも設置がされてきています。岩出市でも庁舎を初め、ねごろ資料館やさぎのせ公園といった公共施設などに充電設備を設置し、EV車を利用している方の不安をなくすと同時に、観光面でもつながっていくような形で、こういうステーションは設置して生かしていく、こういうこともすべきではないかというふうに思います。

2点目に、災害対策として、停電の際に、車の駆動用バッテリーを蓄電池として活用する電力供給システムを公共施設に導入する自治体もあります。施設の非常用発電機の補助電源として使用し、仮設照明、携帯電話の充電器、災害設備として移動ポンプ、浄水器などへの利用を想定しており、イベントホールへ約42時間、災害用設備へ約8時間、それぞれ電力を供給するシステムとのことです。これは新築の公共施設ということですが、今後、この岩出市においても、東南海地震を初めとした地震対策として、電力確保という面での災害対策としても、調査や研究をしてはどうかと思うんです。この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目としては、今後、EVスタンド、このさらなる普及というものが求められているというふうにも考えますが、岩出市として、普及促進へ企業などへの対応、これはどのようにされているのか。今、オートボックスさんなんかの企業なんかも設置されているところがあります。このような点からは、今後のこの対応として、岩出市としてどう進めていくのか、当局の見解をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の一般質問にお答えいたします。

EV施設についてということでございます。

和歌山県では平成25年にビジョンを策定し、それに基づいて、現在進められているということを聞いてございます。次世代自動車充電インフラ整備に係るビジョンの策定に当たっては、国において、策定主体として都道府県と高速道路会社を想定し、地域の特性や実情を踏まえ、充電切れすることなく、効率的に充電器が配備されること、また、著しく過剰に配備されないことを配慮し、策定されるものであると認識してございます。

県においては、経済産業省の示すモデルプランを参考に、和歌山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンが策定されているところです。市といたしましては、県下の主要道路を踏まえ、電欠することなく、効率的に配置すべく策定されているも

のであると考え、市のビジョンの策定は考えてございません。

なお、企業などへの対応につきましては、県において効率的に充電器が配備されることなどを勘案し、企業に対し、個別に整備依頼していると聞いてございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員のEV施設についての2点目に、お答えをいたします。

電気自動車の駆動用バッテリーによる給電システムを災害時に活用する取り組みについてですが、これは十分認識しております。しかしながら、電気自動車は、ガソリン車に比べて車両が高価でありますので、費用対効果等を鑑みますと、議員ご提案の調査・研究を行うかどうかについては、今後の検討課題の1つとさせていただきたいと思っております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。充電スタンド、そういう点なんかについては、非常に岩出市として消極的というような点があるんじゃないかというふうに思うんです。答弁では、このようなエネルギー施策、これは県がするもんだと。岩出市についてはかかわりがないんだという答弁だと言わざるを得ないと思うんですね。なぜ、こんなに消極的なのか、私はよくわからないんです。

現実には、先ほども言いましたように、既に、岩出市内の中で県の施設という部分の中で、緑化センター、げんきの森、こういうところに導入はされてきていると。じゃあ、県は何のために、この充電施設を設置されてきたのか。

事業部長は県のほうから来られました。県では、このような施策をとっているんですね。岩出市で、このような県の姿勢、観光のために、また1人でも多くの観光客に来てもらう、そういうふうな観点から、県の施設で設置されてきているんじゃないでしょうか。値段が高いから設置できないというものではありません。

ある会社の充電スタンドの費用を調べてみました。各会社で違いはあろうかと思えます。パナソニックという会社、この会社の部分の点では、標準型という部類のスタンドで60万円台です。複数型のスタンドを設置しても100万円もかからないという、そういう90万円前後の値段です。何千万もかかるというような、そういう代物ではありません。

そういう点では、県のこういうような姿勢にこそ、私は学ぶべきではないのかなというふうに思います。なぜ、前向きに捉えられないのか、この点をまず1点お聞きをしたいと思っております。

それと、災害対策面については、今後の検討課題にしたいんだというようなお答えでした。先ほども言ったんですが、施設の非常用発電機の補助電源、そういう観点から、これ導入されてきているんですね。それはなぜなのかというと、東京なんかでも電車がとまったりとか、また、災害なんかで帰れない一時帰宅難民者、そういう人たちのためにも、そういう補助電源、こういう施設なんかで設置をして、携帯電源なんかも初めとして、そういう災害という面においても活用できるものに使用されているものなんです。

そういう点では、こういう面においては、私は積極的にこれを調査・研究をして、岩出市でも生かしていきける、そういうふうにするべきではないかと思うんです。

ちなみに、岩出市の庁舎や、また、あいあいセンター、こういった施設では、今、仮に、こういう停電というような部分が発生したときに、バックアップ電源というのは何時間ぐらいもつものなのか、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、各公共施設というんですか、公民館を初めとして、いろんなところでの停電対策という点では、バックアップというような、そういうものは現在あるんでしょうか。また、あるとしたらどのような対応になっているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、普及面という点で、各業者の皆さんなんか、企業の皆さんなんかには、岩出市そのもの自身は、先ほどの答弁では、何ら対応しないんだというようなふうに捉えたんですが、そういう点においては、こういうEV車なんかのこういう面においては、全て和歌山県の行政において、これをするんだと。岩出市では全くしないというふうに聞こえたんですが、実際には、岩出市、何の対応というんですか、そういうものもしないのか、この点、改めて、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

市として前向きに捉えられないのかということでございます。次世代自動車充電インフラ整備については、国、特に経済産業省を中心にして、電気自動車の普及ということで、それが、各それぞれの都道府県において、ビジョン策定という形に至っているということございまして、市が策定するというものではなくて、県が、あくまでも先ほどお答えいたしましたように、効率的に充電器が配備される、あるいは著しく過剰に配備されないといったことなどで、県下の主要道路にそれぞれ計画的に設置を進められているという、そういうものでございます。

それから、あいあいセンターに、非常用の電源の時間、何時間ということですが、非常用電源としては3時間ということですが。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目に、災害時の公共施設に補助電源として利用できないかという再質問でございます。

E V車の駆動用バッテリーについて、補助電源としての利用ということでありまして、県の報告によりますと、電気自動車の累積販売数なんかを見ますと、ことし3月で837台ということでありまして。非常に少数であると、このように考えております。今後、電気自動車の普及を待ってからでも遅くはないのかと考えております。以上のことから、考えはございません。

2点目、自家発の施設についてですけれども、市役所につきましても72時間、いわゆる3日間、自家発の稼働ができます。それから、保健福祉センターについては、福祉部長が申し上げたとおりです。それから、他の公共施設についてでございますけれども、非常用の発電施設はございません。しかしながら、市のほうといたしましては、備蓄物資として発電機を現在7つ保有しておりますので、非常用にはそれを稼働させて、補助電源に充てる計画でございます。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 県から参りました船戸です。再質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、県には県の考え方があって、施策を打っておられると思っています。私どもは、それに反対する所存は全くございませんが、ただ、県は先導して、せっかくやっただいておりますので、その様子を見ながら、市が追随するという考え方もありなんじゃないかと思っています。

そこで、岩出市内の現状をちょっと調べてみました。緑化センターでは6月1日から、根来山げんきの森では6月5日からE V施設の供用を開始しておりますが、どちらの施設でも、現在、使用者数はゼロとなっております。また、近隣では、めっけもん広場で平成26年7月22日から供用開始しておりますが、利用の実態から、直接的に観光の振興が図られているとは考えにくい状態であります。

今後、岩出市の観光施設へのE V施設の設置につきましては、E V車の普及状況を見ながら、国・県の動向も注視して対応してまいりたいと、そう考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 計画は県がするというようなことなので、何ていうんですか、県の指示待ちと、そういう認識だと思っただけですね。じゃあ、県が今つくっている計画、こういう計画の中には、各市町村に対しては、どのような形で、このEV対策という、こういうステーションですね、そういうのを県として考えているのかという、そういう部分については、記述なんかはあるんでしょうか。その点がまず1点です。

もう1点は、非常に私残念だなと思うのは、いろんなこういう問題について、それを生かしていく。先ほども言ったんですが、観光面でも利用できるんじゃないかと。そういうふうな形で考えていく。そういうことが、私、非常に大事だと思うんです。現実には、九度山町なんかは、あそこ、めっけもんでしたかな、そういう九度山町でつくられた、そういうところに、今どんどんどん他の観光客なんか来られています。そこには敷地内にこういう電気スタンド、電気のこういうEVスタンド、そういうものなんかも、もう既に設置されてきているんです。私、九度山町長、偉いな、さすがやな、こういうふうに私は思いますよ。

少しでも、そういう部分で観光客にも来ていただける、そういう1つの目玉としても、九度山町にはこういうのがありますよ、皆さん、どんどんぜひ来てくださいますよ。そういう形で積極的に、それ取り組んでいく姿勢、これは本当立派やなというふうに思います。岩出市と全然違うなど。岩出市では、本当にそういう点では観光客を呼んでいくための1つの手段としても、そういうことを考えられないという、こういう点については非常に残念です。

そういう点では、やっぱり実際に県で行っているそういう姿勢とか、他の自治体でやっているというように、そういう姿勢、そういうことこそ、私、学ぶべきだと思うんです。現実には、今、1台も使った形跡ないと言われたけれども、早く使っただけ、そういうようなこととしても、岩出市内には、もっともっとうちのところがあるんですよという形で、やっぱり、そういう部分を設置していくということも考えていく。いろんな知恵や創意工夫、これをやって岩出市を活性化させていく、そういうことを考えていくのが大事なんじゃないでしょうか。そういう視点というのが、私は大事だと本当に思うんです。

そういう点では、今、県の指示待ちとか、また、他の顔をうかがうというような、そういう姿勢なんだけれども、そういう点では積極的に考えていかない理由、そういう部分も含めて、私、改めていくべきじゃないかな、そういうふうに思うんです。そういう点では、改めて事業部長にもお聞きするんですが、そういう県の姿勢に学

ばないというのは、どういう理由なのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

最後に、事業部長として、一番最初も言ったんですが、ここの岩出市に来られて、もう2カ月余りたちました。そういう点では、今後、事業部長として、この岩出市に来られて実際に感じられた点、これがおありだったらお答えをいただきたいと思うし、今後、岩出市において、事業部長として、どのような形、姿勢で、この岩出市をよくしていく、そのために働くのか、決意のほどなんかも最後にお伺いをさせていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、このEV車、電気自動車でございますけれども、先ほど議員のほうからも冒頭にお話ございましたけれども、やはり現時点においては、まだ発展途上、メリットとデメリット、それぞれあるかということでございます。確かに、メリットという部分に関しましては、排ガスゼロであったり、石油代替エネルギーの利用可能であったり、エネルギー回収可能や経済的や充電が簡単やといったところのことがございますけれども、逆にデメリットということで考えますと、やはり充電時間とインフラ整備と技術不足、あるいは航続距離、車両価格、それから電池自体にも、やはり、ちょっとまだまだ安全性とかいったところについても問題があるというふうな意見も確かにあるということでございます。そういうことを踏まえて、電気自動車自体がなかなか、やはり普及が進んでいないということになっているのかなど、このように考えてございます。

これは参考値ではございますけれども、和歌山県内で、平成27年3月末現在でということで、電気自動車の普及率は0.12%というふうな、非常に低い数値ということになってございます。

先ほど、県の計画ということで、岩出市に対してどのような計画が盛り込まれているかというお話があったかと思うんですけれども、県の計画は、基本的には、やはり日本列島、電欠ない状況でという、そういうポイント、全国的にそれぞれ示されてございます。

高速道路の関係であったり、あるいは各生活圏の主要道路ということで、川筋ネットワーク道路、それから、それぞれの県内の全域ということで、各市町村に数字的なものは書かれてございますけれども、具体的に、岩出市に対してというふうな

ものはございません。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 ご指名がありましたので、お答えします。

議員は、県の姿勢に学ばないのかとおっしゃってましたが、決して県の姿勢に学ばないとは申しておりません。ただ、EV施設の設置には、もちろんお金がかかります。維持管理にもお金がかかります。私どもの調べでは、設置費用で約500万から1,000万程度、維持管理で、電気代が30万から60万、電気代を除くメンテ代だけでも約40万程度、月ですけど、かかると聞いております。それを合計しますと月々約100万程度かかるんですが、今のEV車の普及状況から考えると、到底採算がとれないと考えております。ですから、県の施設等の利用状況を見て判断していきたいと、こう思っております。

それと、あと、最後の質問にどうお答えしてよいのかわかりませんが、私は、岩出市の職員として、今後の岩出市の発展のために頑張っていきたいと、そう思っております。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、根来小学校の環境整備について質問をしたいと思います。

根来小学校の東口玄関前の百葉箱を初めとする花壇などの施設、岩石園というんですが、そのところが危険、立入禁止となっています。根来小学校では、本来、こういう岩石園という名前で子供たちに親しんでもらおうという、そういう立場でつくられた、そういうものです。

それが、今、花壇内というか、岩石園そのものが草ぼうぼうの状態、活用できない状況となっています。コーンも数カ所に立てられて、岩石園に入れない状況となっています。そして、コーンの横には張り紙もされて、危険です、岩石園に入らないでくださいというものと、とんがった石があるため危険です、岩石園に入らないでくださいという張り紙が何カ所もされているのです。

環境面でも景観面でも、また安全面においても、子供たちに悪影響を及ぼしていると考えます。そもそも根来小学校にある岩石園は、子供たちの学校生活に必要なためにつくられたものではないのでしょうか。その必要なものが、子供たちにとっ

て危険な状態にさらされているのです。現状について、このことをまず念頭に置いていただきたいと思います。その上で3点、教育委員会にお聞きをしたいと思うんです。

1点目は、教育委員会として、学校という場所は、環境面、景観面、また安全面においては、どのような状態であるべきと考えているのか。

2点目として、学校現場では、予算配分が少ないから岩石園の改善要望も出せない状況で、これ以外にも改善要望がたくさんあり、後回しの対応となっている状況もあると聞いています。市全体の教育予算の増額、学校現場でこういうことができないのであれば、教育予算そのもの増額、これを図る必要性があるんじゃないでしょうか。

3点目として、今後、このような状況がある中で、教育委員会として現場の実態を踏まえ、改善が必要とは考えていないのか。

そもそも教職員組合の方からは、このような現状を改善してほしいと要望も出てきており、当局自身が根来小学校の実態がどうなっているのかを知っていたはずで、教育委員会は知っていながら、何ら対策すら考えていない。こういうことは、本当に子供たちのことを真剣に考えているのかが問われるんじゃないでしょうか。この点では、今の根来小学校のこの現状、市としてどのような対応をとっていくのか、この点について質問をしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の根来小学校の環境整備について、総括してお答えいたします。

現在、根来小学校東口玄関前の庭園には、議員ご指摘のように、庭園内に石が配置されており、児童の立ち入りを禁止しております。教育委員会では、重点目標の1つに、安全・安心な教育の推進を掲げ、学校教育を進めているところであり、児童・生徒が安心して学校生活を送れる状況を維持することは重要なことであると認識しております。今回の件につきましては、根来小学校と至急協議を行い、対応してまいりたいと考えます。

また、教育予算が少ないとのご意見ですが、学校教育の充実及び学校施設の安全性を確保するため、必要な予算を確保しております。今回の根来小学校につきましても施設整備として、西側玄関前の周辺整備や校舎の雨漏り補修工事などを施工しているところでございます。

教育委員会としましては、今後も児童・生徒が安全に学校生活を過ごせるよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、教育委員会は、子供たちのことを真剣に考えていないというようなご指摘であったかと思いますが、本日の一般質問の中でも多々触れさせていただいたように、私どもは子供たちのことを一生懸命考えて取り組んでおります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、早急にというんですか、対応していきたいというお答えでした。ちなみに、今も言ったんですが、これまで、今も言ったように、学校現場のほうから、実際には校長先生のほうからなんかは、教育委員会のほうに、そういう問題としては、現実には出されてきていないんです。

なぜかという、こういう岩石園そのもの自身も改造、学校からの要望という形で、予算内で実施しようとするれば、非常に多額な金額となるんじゃないかということが、やっぱり言われるんです。実際に早急に対応されると言っておられるんですが、現実には、この改造というんですか、安全な形にしていく。そういう部分では、教育委員会として、どれぐらいの金額が必要だというふうに想定しているのか、まず、その金額をどのぐらいかかるものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、早急ということなんで、少なくとも、どんなに遅くても今年度中にはできると思うんですけど、その点では、早急にと言われたんですけども、いつごろをめどに、それが改善されるのかという時期的な面、おわかりならば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思うんです。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

そもそもこの岩石園と呼ばれる場所なんですけど、最初から認識にずれがございまして、これ、もともと庭園としてつくられているものでございます。でこぼことあった石とかいう話でございまして、庭石として配置されてございまして、昭和38年に大きな母子像が再建されて、それを中心とした庭園として置かれているものでございます。

したがって、草が生えていたとか、そういうみっともない部分については早急に

改善する必要がありますし、私が先日見に行った時点では、もう既に草はきれいにされておりまして。危険だから立ち入るのではなくて、ここは庭園であるので立ち入るべき場所ではないよ、そういう方向で、子供たちに改めて庭園の存在ということで認識させていきたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 そういう点で、そういう形で改善という、今、庭園というような形で言われたんで、そういう点で言うと、対応していきたいということと言われたんやけども、どんな形で、じゃあ対応していくのかなど。危険だから立ち入るなという形でしているのは間違いだと。実際には、庭園という形になるんだから、例えば、入らないように、そのどこ全体をしていくというような形にするのか、今言われている設備そのもの自身、それをやりかえていく、そういう形になるのか、その辺の工法というんですか、その辺はどういうふうな形で対応していくのかということをお聞きをしたいと思います。

それと、最初にも言ったんですけどね。学校としては、そういういろんな対応をしていくという部分の中では、ほかの根来小学校なんかでもそうなんです。ほかの他の学校なんかでも、教育委員会に対して、いろんなことをやってほしいんやと。やってほしいんやけども、予算が少ないんで、そういう部分についてはしてもらえやんというようなこともあるんです、実際に。

今回のように、現実的には、学校側として、そういう予算の範疇の中で、市に対して要望していくというふうになったとしたら、どうしてもほかの部分の優先せざるを得ないという現実があるんだということ、私はぜひ認識していただきたいと思うんです。

そういう点では、一般備品という部分と、今回のようないろんな改造というんですか、設備面で改造なんかを要する部分なんかという部分については、同じ学校に対しての配分予算という部分の中でも、分けて考えていくという、そういう対応なんかも必要ではないのかなというふうに思うんですが、そういう点では、そういう学校に対しての予算配分の中で、備品関係等そういう改造なんかも含めた整備面というんですか、そういう面では、どのように、市として今後対応して考えていくのかという、この点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

今後、この庭園についてどうしていくのかということでございますが、庭園としてみっともなくなないように、学校長と協議しながら対応を考えていきたいと考えております。

次に、予算についてのご指摘であります。限られた財政状況であるということは、前提として申し上げておきたいと思っております。その上で、子供たちの命にかかわる、安全にかかわる部分、緊急にやらなければならない部分については、もちろん早急に対応してまいります。緊急性であるとか、必要性であるとか、そういったことを考慮しながら、優先順位をつけて取り組んでいるところでございますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会とし、次の会議を6月19日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月19日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦勞さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(15時45分)